

第 3 期
天草市社会福祉協議会
中期経営計画（発展強化計画）

令和 8 年度～令和 1 2 年度

令和 8 年 3 月

社会福祉法人

天草市社会福祉協議会

ごあいさつ

このたび、本会では令和 8 年度から令和 12 年度までを期間とする「中期経営計画」を策定いたしました。日頃より、地域福祉の推進にご理解とご協力を賜っております地域住民の皆さま、関係機関・団体の皆さまに、心より感謝申し上げます。

本会はこれまで、「第 1 期発展強化計画」「第 2 期発展強化計画」を通じて、誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指し、地域福祉の充実に取り組んでまいりました。第 2 期計画では、制度改革や福祉人材の処遇改善、新たな地域福祉事業の展開など、社会情勢の変化に対応した取り組みを進め、一定の成果を上げることができました。これもひとえに、地域の皆さまの温かいご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

一方で、天草市社会福祉協議会を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少に伴う自主財源の減少、介護人材の不足、物価高騰による事業費の増加など、本会の経営基盤はこれまで以上に厳しさを増しています。また、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、生活困窮や孤立など、地域福祉の課題は複雑化し、従来の制度や仕組みだけでは対応が難しい状況にあります。

こうした中、全国社会福祉協議会が示した「社会福祉協議会の基本要項 2025」は、地域福祉を推進する団体としての役割と責務を改めて明確にし、住民参加と協働を基盤とした地域づくりの重要性を強調しています。本会の中期経営計画においても、この基本要項の理念を踏まえ、地域住民、関係団体、ボランティア、NPO など多様な主体と連携し、地域課題の共有と解決に向けた取り組みをさらに強化してまいります。

また、厳しい経営環境の中にあっても、持続可能な組織運営を実現するため、事業の見直しと効率化、財源確保の工夫、人材育成の充実など、法人としての基盤強化にも積極的に取り組んでまいります。全国社会福祉協議会の方針に合わせ、「発展強化計画」から「中期経営計画」へ名称を改めたことにも、こうした姿勢を明確に示すものです。

本会はこれからも、地域の皆さまとともに「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を進めてまいります。本計画が、天草市の福祉の未来を切り拓く指針となることを願い、引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。



令和 8 年 3 月

社会福祉法人 天草市社会福祉協議会
会長 馬場 昭治

第3期天草市社会福祉協議会中期経営計画策定に寄せて

天草地域は現在、人口減少と高齢化が全国平均を上回る速度で進行してきているが、近年はその局面がさらに変化し、高齢者人口そのものが減少するフェーズに入りつつある。すなわち、単なる人口減少ではなく、地域福祉を支えてきた主要な担い手およびサービス対象層の縮小が同時に進行している状況にある。加えて、人件費の上昇、訪問系サービスにおける報酬単価の減額、さらには物価や燃料費、光熱費の高騰などが重なり、社会福祉協議会や介護保険事業の財政運営に大きな負荷を与えている。

生産年齢人口の縮小による担い手不足と、需要構造の変化、コスト増・収入減が同時に進行するなかで、本計画は、こうした複合的な困難を正面から受け止め、厳しい現実のもとで地域福祉をいかに維持し、将来へとつないでいくのかを問う重要な計画である。

天草市社会福祉協議会は、地域住民のための、また、地域住民による福祉の重要なキーステーションである。介護ニーズの増大と財源制約が同時に進行してきた従来の局面とは異なり、今後は利用者数そのものの減少を見据えた事業運営が求められる。従来と同じ事業規模や体制を前提とした運営には限界が生じつつある一方で、地理的条件や生活圏の分散という天草特有の事情を考えれば、単純な縮小は地域住民の生活そのものに深刻な影響を及ぼしかねない。だからこそ中期経営計画は、単なる支出削減ではなく、地域福祉のあり方そのものを再構築する取り組みとして位置づけられる必要がある。

本計画は、福祉を「現状を守り続けるもの」としてではなく、地域の実情に応じて形を変えながら、将来へと持続させていく営みとして捉え直す試みである。そのためには、これまでの制度や事業の枠組みにとらわれない発想が求められる。例えば、新たな財源の確保に向けた取り組みや、多様な働き方や働き手の導入、協同の仕組み、市との一層の共同による事業展開などは、今後の地域福祉を支える重要な視点となろう。

とりわけ深刻なのは、福祉人材の確保と定着の問題である。人口減少が進む地域において、外部からの人材受け入れや、多様な働き方を可能とする環境整備は不可欠である。市と社会福祉協議会が連携し、住居、就労、生活支援を含めた包括的な受け入れの仕組みを構築することは、福祉人材の確保にとどまらず、地域全体の持続可能性を高めることにもつながる。

財政が厳しいからこそ、地域福祉の理念があらためて問われている。本計画は、困難な現実を直視しつつも、地域の力を生かしながら福祉を次の世代へと引き継ぐための指針である。天草は、都会では失われた豊かさなど、多くのたからものを秘めた地域である。天草に暮らす人々が真の幸福を享受できるように祈りを込め、本計画が、天草市における地域福祉の新たな可能性を切り開く契機となることを期待したい。



令和8年3月

第3期中期経営計画検討委員会 委員長
熊本学園大学社会福祉学部
教授 仁科 伸子

目

次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画の目的	
2	地域共生社会の実現に向けて（SDGsの目標）	
3	目指す福祉の姿	
4	計画の期間	
5	その他の計画との関係	
6	計画の策定体制	
II	天草市の状況・・・・・・・・・・	19
1	人口の推移	
①	人口の構成	
②	人口の予測	
③	世帯の構成	
④	介護保険認定の状況	
⑤	認知症高齢者の状況	
⑥	障害者手帳交付の状況	
⑦	生活保護の状況	
III	第2期計画の実績と評価・課題・・・・・・・・	27
IV	計画の推進部門・・・・・・・・・・	43
1	計画の方針	
2	各部門の取り組み	
ア	法人経営部門	
イ	地域福祉活動推進部門	
ウ	相談支援・権利擁護部門	
エ	介護・生活支援サービス部門	
V	経営状況及び改善計画・・・・・・・・	77
1	経営状況	
2	経営改善計画	
VI	計画の推進と評価・・・・・・・・・・	91
1	計画の推進	
2	計画の周知	
3	計画の進捗管理	

Ⅶ 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

天草市社会福祉協議会理事・評議員名簿

計画検討委員会 委員名簿

中期経営計画ワーキングチーム・作業部会名簿

天草市社会福祉協議会職員の心訓

和顔愛語

和顔は穏やかな表情、笑顔のことです。家庭に、あるいは職場に、明るい笑顔のひとが一人でもいると、まわり全体が明るくなります。

また、自分自身も、笑顔で生きていると気分が明るくなり、笑うことは健康によいといわれています。

愛語は、普通の辞書には載っていない言葉です。お経の中に説かれたもので、心のこもった、あたたかな言葉という意味です。

天草市社会福祉協議会の職員は、この「和顔愛語」を心訓として、市民の皆様や利用者の方々に接していくことを目指しています。

「和顔」はやさしげな顔つきのこと。

「愛語」は親愛の気持ちがこもった言葉の意。

I はじめに

1. 計画の目的

天草市社会福祉協議会では、天草市における福祉のあるべき方向性を示す計画として、「第1期発展強化計画」（平成28年度～平成32年度）、「第2期発展強化計画」（令和3年度～令和7年度）を策定し、誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指して取り組みを進めてきました。

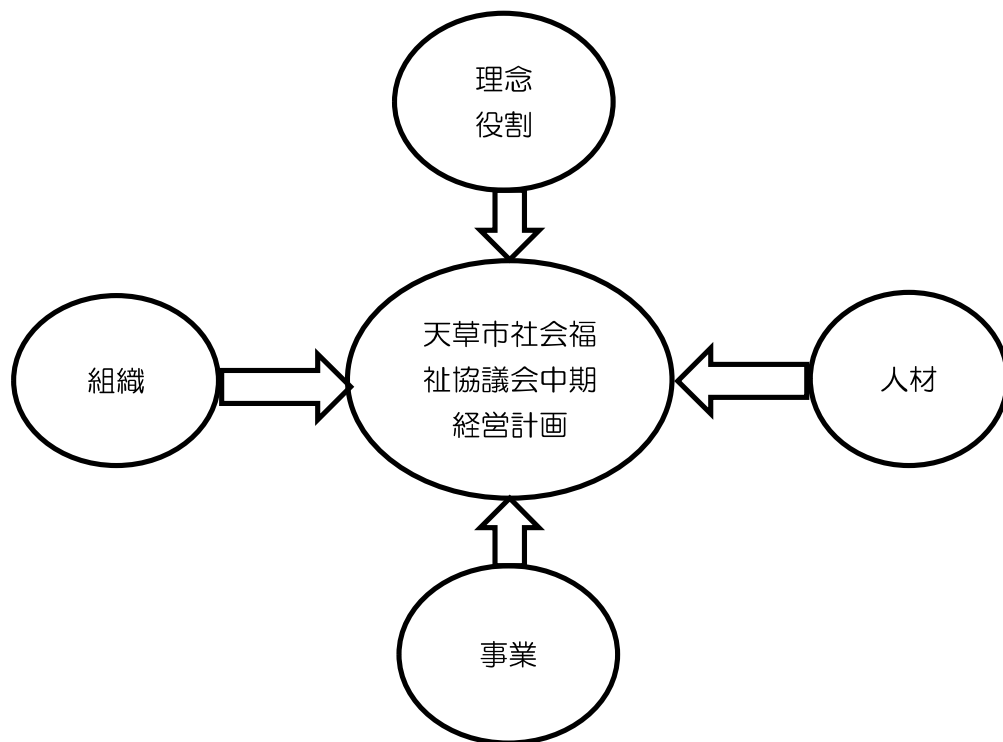
第2期発展強化計画を総括すると、令和5年度に中間評価を行い、社会福祉法人の制度改革や福祉人材の処遇改善、地域福祉事業の見直しと新たな事業の開発などといった制度的な拡充を図り、生活困窮者自立支援制度や地域包括システムの推進など、様々な福祉課題の解決に向けた取り組みに対し、一定の成果が表れたものであると評価できます。

しかし、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えて、各分野における労働力不足や核家族化、社会経済の低迷による格差社会が生まれ、さらに、近所同士の交流・助け合い・相互理解が弱まることから、新たな多くの生活課題が生じ、その内容はより複雑多岐になっています。

中期経営計画（発展強化計画）とは、5年ごとに社会福祉協議会が目指す将来像を具体的な戦略や目標を定めて今後の目指す姿を明確化するための計画です。社会福祉協議会が持つ長期的なビジョンを実現するためには、現状の経営環境や課題を正確に分析し、組織的な議論を重ね、方向性を示していく必要があります。また、地域福祉の必要性の高まりとニーズの多様化・複雑化により、従来の公的福祉制度を中心とした枠組みだけでは対応できないニーズの増加などにより地域住民、当事者団体、ボランティア及びNPO法人等の住民参加のもとで、地域課題の明確化と解決策の協議を行うことが重要です。

このような状況を踏まえ天草市社会福祉協議会の継続可能な運営体制の確立を目的に、法人としての課題や理念及び目標を明確にし、その実現に向けた事業・組織・人材育成等に関する取り組みを計画するとともに社会の変化に対応し、天草市における地域福祉を推進する団体としての役割をさらに果たしていきます。

なお、全国社会福祉協議会が令和5年3月に「発展強化計画」から「中期経営計画」へ名称を変更したため、本会においても名称を変更します。



※社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成され、次の4つの組織特性を有します。

- ① 住民や地域の関係者による協議体組織
 - ・その活動・事業は、事務局だけで進めるのではなく、住民および地域の関係者による協議を行いながら展開する。
- ② 地域の実情に応じた地域福祉を創造する運動体であり、実践する事業体組織
 - ・住民および地域の関係者と地域生活課題やめざす地域社会の姿を共有し、ともに変革を進める運動体組織である。同時に、そのために必要な活動・事業を実施する事業体組織である。
- ③ 公共性・公益性の高い民間非営利組織
 - ・公共性とは、「広く社会一般の利害に係る性質」を指し、公益性とは、「社会一般の利益」を指す。社会福祉協議会は、特定の個人や組織、分野にとどまらず、社会全般を視野に入れ、広く社会の利益にかなう活動・事業を進める。
- ④ 市区町村、都道府県・指定都市の全国に設置されている全国ネットワーク組織
 - ・全国に設置されているネットワークの強みを活かし、協力し、実践を高め合いながら地域福祉を推進する唯一の組織である。

2. 地域共生社会の実現に向けて（SDG s の目標）

平成27年の国連サミットにおいて採択された、豊かで活力のある未来を創る「持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals の略）」は、「誰一人取り残さない」社会実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

このSDG s の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

天草市社会福祉協議会でも、SDG s の17の目標における取り組みを意識し、自らの行動を問い直していく必要があります。

※福祉分野における事業や活動

目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」

目標 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」

目標10「各国内及び各国間の不平等を是正する」

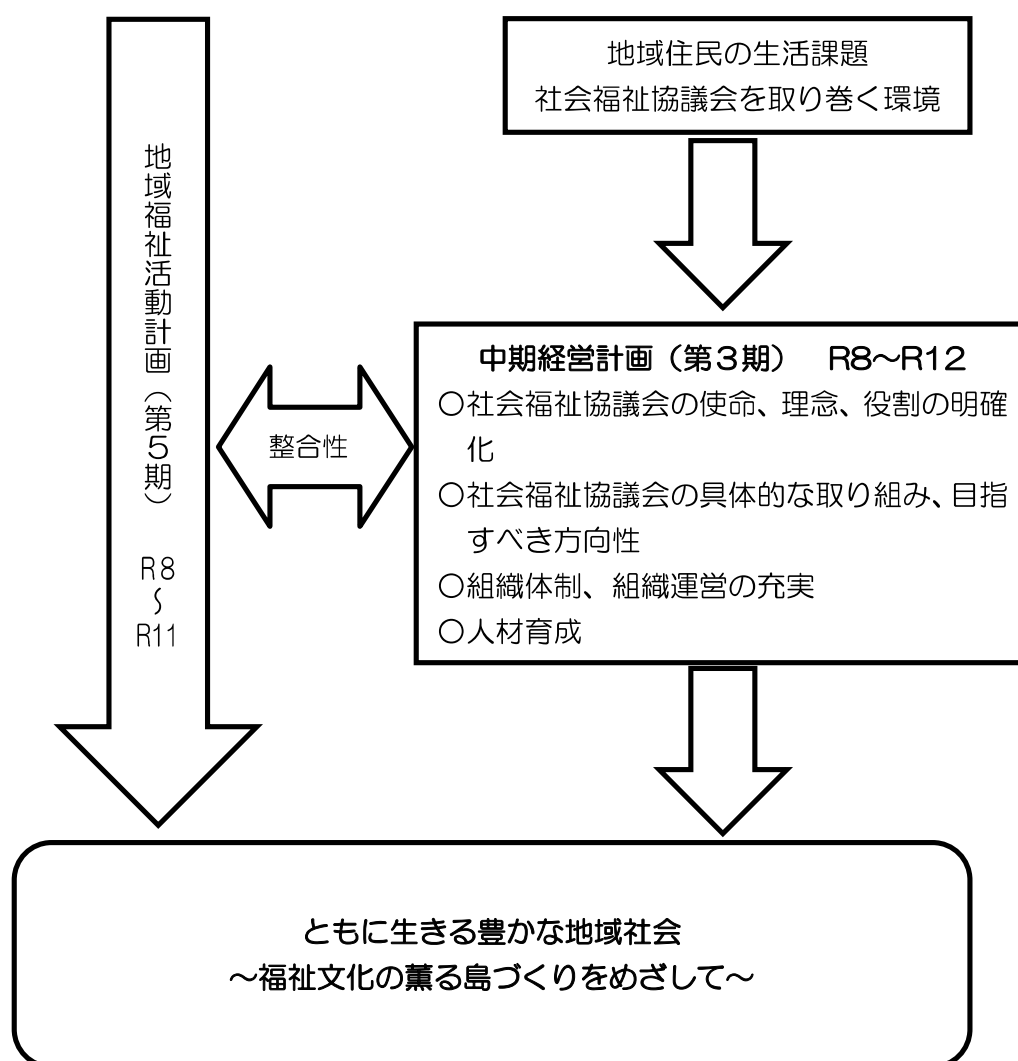
目標11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間住居を実現する」

【参考】持続可能な開発目標（SDG s）の概要



この計画は、天草市社会福祉協議会が取り組む環境に対し、中期的、短期的な事業経営を行うための第3期計画ですが、天草市民や関係機関・団体等との協働計画

である「第5期天草市地域福祉活動計画」（令和8年度～11年度）との整合性を図り、地域福祉を推進するために、社会福祉協議会の役割を明確にし、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）の計画でもあります。



3. 目指す福祉の姿

1. 社会福祉協議会基本要項 2025 の策定にあたって

- 社会福祉協議会（以下、社協）は、明治 41（1908）年設立の中央慈善協会を源流とし、昭和 26（1951）年、全国および都道府県社協が法制化された。その後、活動の基盤となる市町村社協の設置が全国で進み、昭和 58（1983）年に市町村社協が、平成 2（1990）年に指定都市の区社協が法制化された。
- 昭和 37（1962）年に社会福祉協議会基本要項、平成 4（1992）年には新・社会福祉協議会基本要項を策定し、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示した。いずれも「住民主体」を掲げ、各社協では、これらをもとに地域福祉を推進してきた。
- 平成 12(2000)年以降は、累次の社会福祉（事業）法改正により、地域福祉の理念が法文化され、その制度化・施策化が進展するとともに、社協の活動・事業、組織が拡大した。加えて、この間、いわゆる平成の大合併に伴う社協の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化している。
- このような状況を踏まえ、全国社会福祉協議会（以下、全社協）では、令和 5（2023）年 8 月に地域福祉推進委員会に基本要項検討委員会を設置し、新たな基本要項の検討を開始した。
- 検討にあたっては、基本要項ならびに新・基本要項の前文にある「現実在即して、今後の方向を明らかにする」姿勢を引き継ぐこととした。加えて、新・基本要項策定以降の社会・経済の変化とともに、今後の変化も見据え、社協の方向性を示すこと、また、各社協の活動・事業、組織体制が大きく異なる状況にあって、全国の社協の役職員が共有できる新たな基本要項を示すことをめざして検討を行った。
- 我が国の社会・経済の変化がさらに進むものと想定されるなかで、基本要項 2025 は、適宜見直しを検討することとする。

2. これからの社会福祉協議会に求められる役割

（1）その人らしい暮らしを地域で支える

- 誰もが安心して、その人らしい暮らしができるよう、社協は、支援が必要な人や支援が届いていない人を見逃すことなく受け止め、住民や地域の関係者とともに、継続的な支援を行う必要がある。
- 社協は、住民のニーズに基づき、配食サービスやふれあいいきいきサロ

ン、小地域ネットワークによる見守り活動などを住民や地域の関係者とともに生み出してきた。

- これらは、住民のニーズから発した、一人ひとりの生活を支える仕組みであると同時に、地域生活課題への気づきと共感に基づいた、住民による主体的かつ開発的な実践である。また、在宅福祉サービス等についても、住民のニーズを起点とする実践を経て制度化されたものである。
- 社協は、今後、社会の変化や多様化するニーズへの感度をさらに高めながら、制度の枠にとらわれず、その人らしい暮らしを地域で支えるためのさまざまな活動・事業を積極的に企画・実施していく必要がある。
- また、社協は、さまざまな活動・事業を通じて住民に働きかけ、人と人とのつながりや「ここに居ていい」と感じられる居場所づくりに取り組んできた。それは、こうした活動が、孤独・孤立を防ぎ、生活に安心感や楽しさ、生きがいをもたらすからであり、「豊かな地域社会」への道筋に連なっているためである。
- 孤独・孤立はさまざまな地域生活課題に共通する背景要因となっており、家族や地域、職場などにおける人間関係の希薄化が指摘されるなか、社協は住民や地域の関係者とともに「つながりづくり」のために取り組みを重ねる必要がある。
- あわせて、差別や偏見、社会的排除を放置することなく、多様性を尊重する包摂的な地域づくりに向けて、福祉教育の取り組みを進めることが重要である。

（２）住民主体の地域づくり

- 社協はこれまでも、住民主体の地域づくりに向け、住民や地域の関係者が地域生活課題を協議し、協働しながら解決に取り組むことを支援してきた。
- 社協が行う個別支援は、こうしたコミュニティワークの実践が基盤となって展開されるものであり、個別支援と地域づくりの連動・循環を意識した取り組みが求められる。
- 社協は、引き続き、住民の参加を働きかけ、支え合いや地域づくりに向けた取り組みを促進していく必要があり、これらの取り組みを通じて、住民が主体的に関与し、協力しながら持続可能な地域社会をつくるという、自治の営みを地域福祉の側面から支えることが重要である。
- しかし、近年、多くの地域で自治会・町内会の加入率の低下、地区社協等の地域福祉推進基礎組織や民生委員・児童委員の担い手不足が課題になっているほか、社協に登録するボランティア活動者数の減少傾向がみられ

る。価値観の多様化やライフスタイルの変化のなかで、地域活動に参加すること自体のハードルが高くなっているとの指摘もされている。

- 一方で、興味や関心を共有するゆるやかなグループやオンライン上でのつながり、さまざまな「生きづらさ」を抱える当事者同士のつながりなどが増えつつある。また、福祉分野に限らず、まちづくりや社会課題の解決に関心を持つ若い世代が増え、SDGs を意識した企業の社会貢献活動も広がっている。
- 今後は、より多くの住民が気軽に地域づくりに参加し、多様な活動が自然に生まれてくるような働きかけが重要であり、地縁を基盤とした組織だけでなく、個人が自分の意思により、参加したいと思えるような多様なグループとの出会いやつながる場づくりに取り組んでいく必要がある。
- その際、地域生活課題の広がりや住民の関心の多様化を踏まえ、あらゆる分野の関係者と連携・協働することが求められる。
- こうした多様なつながりが重層的につくられていくことが、人と地域の内発的な力を引き出し、住民主体の地域づくりを進める基盤となる。

(3) 協議体としての機能を地域福祉に活かす

- 少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、住民のニーズは多様化・複雑化しており、福祉分野を超えてさまざまな地域生活課題が広がっている。
- こうした社会の変化を受け、国においては、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度における生活支援体制整備事業の創設、成年後見制度の利用促進、さらには包括的支援体制構築のための方策として重層的支援体制整備事業を法定化するなど地域福祉の施策化が進んでいる。
- これらの施策においては、住民の主体的な取り組みやボランティア・NPO の役割発揮が期待されているところである。
- 一方で、住民主体の活動は、制度や公的なサービスの補完・代替を目的とするものではなく、住民の意思や選択が尊重されるべきものである。社協は、住民や地域の関係者との対話や協議を通じて、住民主体の意義や重要性を共有していく必要がある。
- そのうえで、社協は、福祉以外の分野も含めた多様な主体との連携・協働を広げるなど、協議体としての組織特性を地域福祉に活かすことが求められる。

(4) 地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

- 国は、地域共生社会の実現を掲げ、都道府県・市町村において、包括的支援体制の構築を進めている。社協は地域福祉（支援）計画の策定に積極的に参画するとともに、住民や地域の関係者、行政等それぞれの主体が役割を果たしつつ、連携・協働できるよう、地域福祉の共同運営に力を発揮する必要がある。あわせて、行政とのパートナーシップを築き、両輪として地域福祉を進めていくことが求められる。
- その際、社会福祉法に位置付けられた、地域福祉を推進することを目的とする団体として、当該地域における地域福祉全体の予算の拡充を図るとともに、法人運営の基盤となる公費の確保を進めることも必要である。
- 地域福祉の施策化のなかで各種の事業が社協に委託される場合も増えている。行政との協議にあたっては、これらの事業をどのように地域福祉の推進に活かすのか、全体構想や戦略を持って行政に提案し、事業を企画・実施することが求められる。
- また、住民や地域の関係者による協議をもとに、行政に対して制度等を提案するほか、社会資源の創設・改善に取り組むなど、ソーシャルアクションを強化する必要がある。
- 加えて、災害が頻発化・大規模化するなか、災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの運営をはじめ、災害時の福祉支援における行政との連携による社協の役割発揮が求められている。

3. 社会福祉協議会基本要項 2025 の具体化に向けて

- 加速する社会・経済の構造的な変化のなかで、誰もがその人らしく、安心して暮らすことのできる地域社会を、それぞれの地域特性にあわせていかに実現していくか、今、大きな岐路にある。
- NPO や企業、各種団体など、多様な主体が地域福祉の活動・事業に参入しているなか、社協は、これまで以上に開かれた組織として、住民や地域の関係者の力を集め、公私協働の要として真価を発揮する必要がある。
- あわせて、住民や地域の関係者、行政に対して社協をより深く理解してもらう努力を重ねる必要がある。
- 基本要項は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針である。我々社協の役職員は、基本要項2025を活用し、各社協がめざすビジョンや役割を明らかにして、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に推進する。
- また、全国ネットワークとして、市区町村社協、都道府県・指定都市社協、

全社協は、相互に協力しながら、基本要項 2025 を踏まえた具体的な実践を進めることとする。

I. 社会福祉協議会の使命、組織特性、活動原則

1. 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

(1) 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

- 「ともに生きる豊かな地域社会」とは、「住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会」（「全社協福祉ビジョン」）である。
- 社協は、社会福祉法に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民や地域の関係者と協働して活動・事業を進めている。
- ここでの「地域の関係者」は、民生委員・児童委員、ボランティア・市民活動者、住民組織（自治会・町内会、地区社協等地域福祉推進基礎組織）、老人クラブ、当事者組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体（NPO）、社会福祉法人、福祉施設・事業所、協同組合、企業・商店、大学等の研究機関、行政（福祉以外の部局も含む）、保健・医療、教育、司法その他福祉以外の分野も含めた地域のあらゆる関係者を指す。

(2) 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ①住民を中心に置くこと
- ②住民のニーズに基づくこと
- ③住民の主体形成と組織化を基礎とすること である。

- ここでの「住民」とは、「生活の主体」として自らの権利を行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」である。

また、地域づくりの主体であり、行政施策・事業の決定や運営に参加する「自治の主体」である。

- なお、「住民」には、その地域に居住している人だけではなく、在勤・在学者等を含むものとしている。
- 「住民のニーズ」とは、生活上の要求であり、困りごとはもとより、「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」といった思いや希望も含むもので、ニーズを持つ住民をあらゆる場面において中心に置くことを示している。
- 社協は、とくに、自ら声をあげたり支援を求めたりすることが難しい住民の存在を常に念頭に置き、積極的にアウトリーチし、ニーズの把握に努める。また、本人の意思決定や権利行使を支援し、社会参加を進める。
- 社協の活動・事業は、住民の主体形成と組織化を基礎として展開される。主体形成とは、多様なニーズや価値観を持つ住民や地域の関係者が出会い、対話や協議を通じて地域生活課題に関心を持ち、自ら考え、行動するよう支援する取り組みである。
- また、組織化とは、協議や協働の促進、連絡調整（コーディネート）、社会資源の開発等を含む一連の取り組みである。
- こうした主体形成と組織化を通じて住民や地域の関係者の取り組みが生まれ、継続的な活動へと発展していく。社協はこの一連のプロセスに伴走し、住民や地域の関係者の連携・協働による地域福祉を推進する役割を担う。

2. 社会福祉協議会の組織

（１）社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

- 社協は住民、住民組織、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い分野や主体の諸団体が参画することによって成り立っている。
- 住民が参画する組織であることが社協の特徴である。その象徴的な仕組みである住民会員制度は、社協の活動・事業を住民の参加・協力・支持によって進めるために必要な基本的制度であり、社協の使命や理念への共感を基盤とした参画の一形態と位置づけられる。

(2) 社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。

- ① 住民や地域の関係者による協議体組織
- ② 地域福祉を創造する運動体組織
- ③ 地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④ 公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤ 市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

①住民や地域の関係者による協議体組織

- 社協は、地域福祉の協議体組織であり、その活動・事業は、事務局だけで進めるのではなく、住民や地域の関係者の協議と参画のもとに展開される。
- 協議体としての組織特性は、運動体や事業体としての特性を発揮するうえでの基盤となる。

②地域福祉を創造する運動体組織

- 社協は、運動体組織として、住民や地域の関係者と地域生活課題を共有し、その解決に向けて取り組む。
- また、めざす地域社会の姿を住民や地域の関係者ととともに描き、その実現に向けて、既成概念にとらわれることなく、柔軟で開発的な取り組みを進める。

③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織

- 社協は、住民や地域の関係者と協議し、地域生活課題の解決に向けて、求められる活動・事業を企画・実施する事業体組織である。

④公共性と公益性を有する民間非営利組織

- 社協は、開かれた組織として、特定の個人や組織、分野にとどまらず、社会全般を視野に入れ（公共性）、広く社会の利益にかなう活動・事業を進める（公益性）。
- 住民や地域の関係者の協議に基づいて、必要な活動・事業を決定し、また、自主的・自律的な経営を行う民間非営利組織である。
- 会費や寄付、公的財源をもとに活動・事業を行う組織として、経営の透明性を確保し、法令順守を徹底する。

⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

- 社協は、地域福祉を推進するため、市区町村、都道府県・指定都市、全国の各段階に設置された、唯一の全国ネットワーク組織である。
- 社協は、そのネットワークの強みを活かし、相互に協力し、実践を高め合うとともに、連携して活動・事業を展開する。

3. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の活動原則をふまえ、各地域の特性を活かした活動を進める。

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携・協働の原則
- ⑥専門性の原則

①住民ニーズ基本の原則

- 社協の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進める。

②住民活動基盤の原則

- 社協は、住民の思いや、主体的な取り組みを基盤として活動・事業を進める。
- 活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援する。

③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則

- 一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。

④民間性の原則

- 民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれ

ず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組む。

⑤連携・協働の原則

- 多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など多分野の関係者と連携・協働する。
- 住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開する。

⑥専門性の原則

- 住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮する。
- 上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図る。

Ⅱ．社会福祉協議会の機能

1. 市区町村社会福祉協議会の機能

市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談支援
- ⑤権利擁護
- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨災害時等の支援
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 地域福祉や地域生活課題への理解と関心を高め、住民や地域の関係者の福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。
- 住民や地域の関係者の「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」という声を受け止め、誰もが活動に参加できるよう支援する。

②組織化、連絡調整

- 住民や当事者、地域の関係者が対話や協議をする場をつくるとともに、協働による取り組みを促進するなど組織化を図る。
- 地域生活課題の解決や包摂的で持続可能な地域づくりのため、多様な主体間の連絡調整（コーディネート）を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

③福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 住民のニーズや地域の社会資源、福祉活動・事業の状況を幅広く捉え、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。また、多様な主体が行う福祉活動・事業への支援や連携を通じて、その量と質の充実を図る。
- 地域において欠かすことのできない介護サービス・障害福祉サービス等を地域の実情に応じて実施するほか、行政や地域の関係者と連携し、サービス提供体制の維持を図る。

④相談支援

- 住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、地域生活課題を発見・把握し、早期対応を図る。
- さまざまな相談を受け止め、各種支援機関、住民や地域の関係者による支え合いや福祉活動と連携を図り、課題解決や継続的な支援を行う。

⑤ 権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行い、権利侵害

の防止や、権利侵害からの回復支援を住民や地域の関係者と連携して行う。

- 行政と連携して司法を含む地域の関係者とのネットワークを構築し、総合的な権利擁護を推進する。

⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に向けて、各種調査を行うとともに、実践に基づく研究を進める。
- 地域福祉計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や地域の関係者とともに地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、住民や地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

⑦福祉教育の推進

- すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活のなかでともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる「共に生きる力」を育む福祉教育を推進する。
- 住民や地域の関係者が地域生活課題に関心を持ち、考え、行動する主体形成を進めるため、体験や交流、ボランティア活動などを通じた学びの場を提供する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するための広報・啓発活動を行う。

⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進

- 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供することを通じて、ボランティアや地域福祉の活動者を育成する。
- 地域の関係者と連携し、福祉サービスを支える福祉従事者の育成や資質向上を図る。
- 対話や実践を通じて、地域福祉の活動者と従事者が相互に理解し、協働する力を育む。

⑨災害時等の支援

- 住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営により、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の自立・生活再建、地域の復興支援を行う。
- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP（事業継続計画）を作成する。

⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

- 地域福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 共同募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として共同募金運動および歳末たすけあい運動を推進することで、住民の助け合い等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図る。

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設され、市区町村社会福祉協議会の経営理念・基本方針が改正されました。また、社会福祉協議会基本要項2025の策定により、社会福祉協議会の使命が改正となっています。

これまで、天草市社会福祉協議会は、長年にわたり、「誰もが安心して暮らすことできる福祉のまちづくり」の実現を目指して、多様な福祉実践を積み重ねてきました。この地道な実践の積み重ねは、住民の福祉ニーズや課題に応じた福祉諸制度の創設や改革、福祉のまちづくりにつながっています。このような地域福祉活動の推進は、国が進めている「地域共生社会」の実現に連なるものです。

天草市社会福祉協議会は、住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる「ともに生きる豊かな地域社会」を目指していきます。

出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会。

社会福祉協議会基本要項 2025, 2025 年発行, 前文

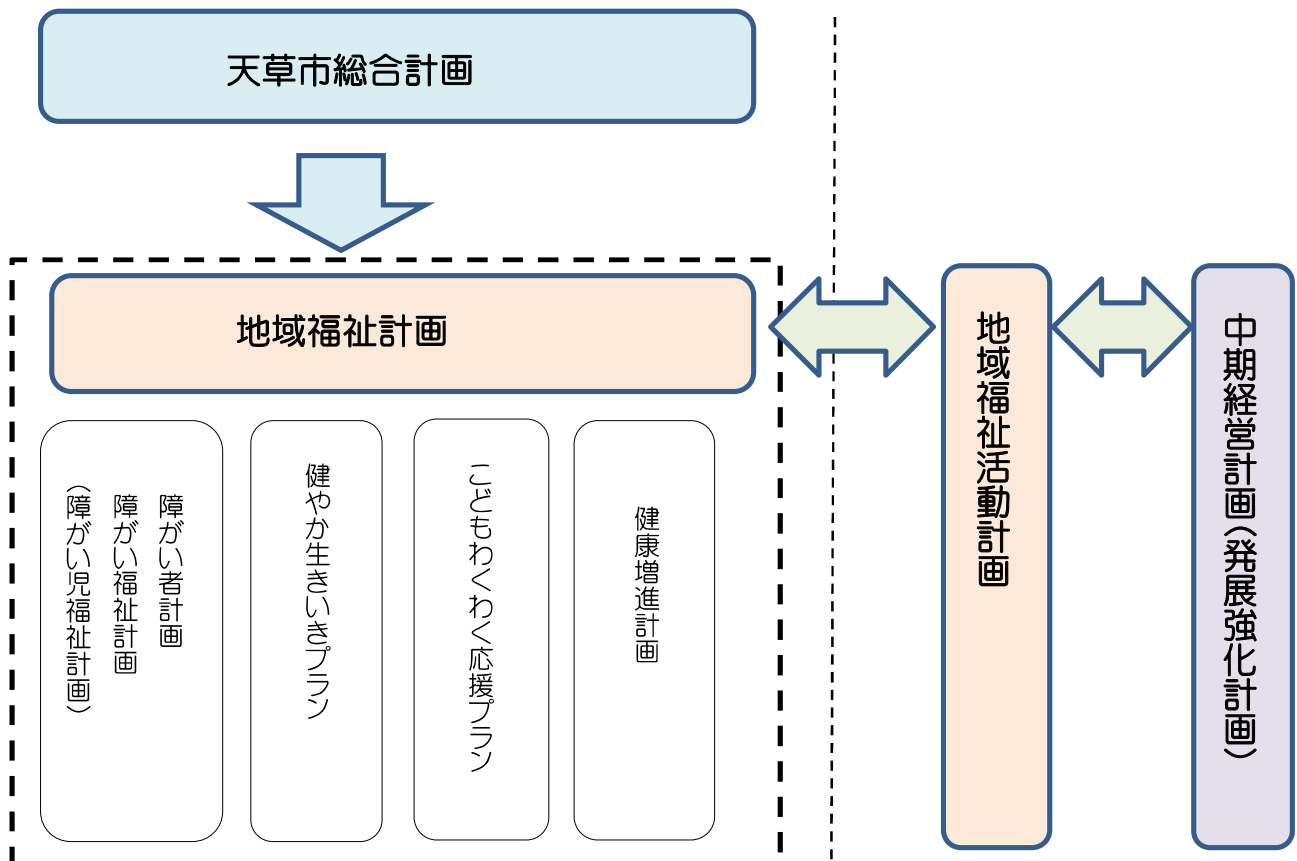
4. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年とします。

計画 \ 年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
天草市社会福祉協議会中期経営計画 (発展強化計画)	第2期計画R3～R7 中間評価									
						第3期計画R8～R12 中間評価				

5. その他の計画との関係

第3期天草市社会福祉協議会中期経営計画（発展強化計画）は、第5期天草市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実現に向け、各種計画との整合性を図りながら策定した、天草市社会福祉協議会独自の計画となります。



地域福祉活動計画とは・・・

地域福祉活動計画とは、地域住民が直面する生活課題を解決するための具体的な活動指針を示す実践的な計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動・行動計画であり、住民、ボランティア、地域福祉関係団体などが協力して、地域の課題を洗い出し、その解決に向けた地域づくりを進めることを目的としています。

この計画は、行政が策定する「地域福祉計画」と連携し、地域福祉の推進を図るものです。少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、多様化・複雑化する地域課題に対応するため、行政サービスだけでは対応しきれない問題に対し、地域全体で取り組むための重要な役割を担っています。

中期経営計画（発展強化計画）とは・・・

中期経営計画とは、社会福祉協議会が長期的な経営ビジョンを実現するために、3年から5年程度の期間で達成すべき目標と、そのための具体的な戦略や行動計画をまとめたものです。

これは、社会福祉協議会の現状と目指す姿とのギャップを埋めるための「羅針盤」のような役割を果たします。

6. 計画の策定体制

本計画については、社会福祉法人天草市社会福祉協議会中期経営計画（発展強化計画）検討委員会を設置し、指導・助言を受け、計画を策定するものとします。また、検討委員会に提出するワーキングチーム及び作業部会を設置し、中期経営計画（発展強化計画）の案を作成します。

評価に関しては、検証評価委員会を設置し、中期経営計画（発展強化計画）の進捗状況や検証を行い、検証後の具体的な取り組みを明示し、必要な指導・助言に応じて事業を実施していきます。

Ⅱ 天草市の状況

1. 人口の推移

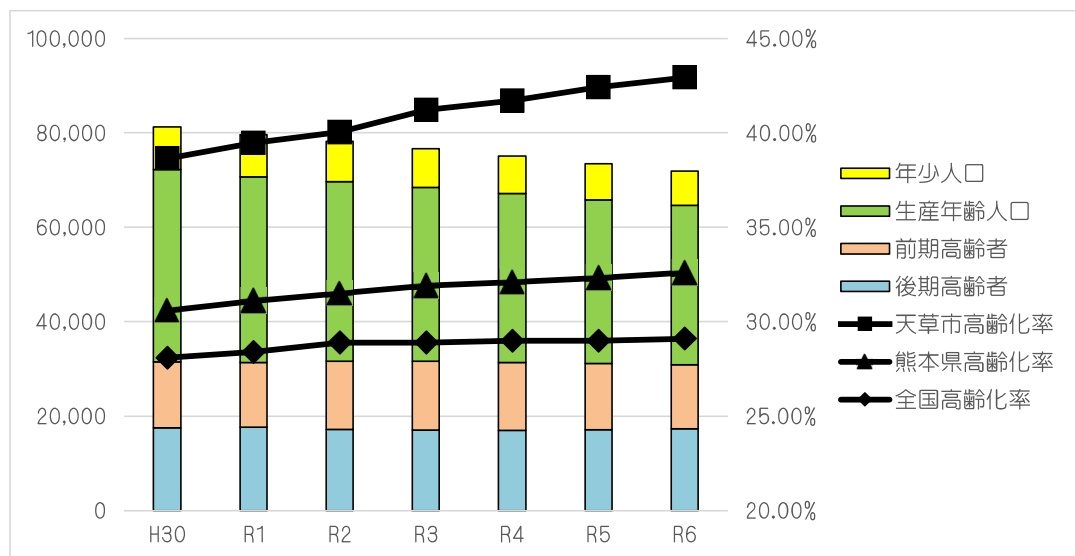
天草市の総人口は年々減少しており、令和6年12月末現在では、71,920人となっています。65歳以上の高齢者人口は令和2年度をピークに減少傾向で、令和6年度には、30,888人となっていますが、高齢化率は42.94%と上昇しています。

年齢階層別にみると、高齢者人口（65歳以上）が緩やかに減少する一方で、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少幅が大きいいため、高齢化率は、年1%近く増加している状況です。

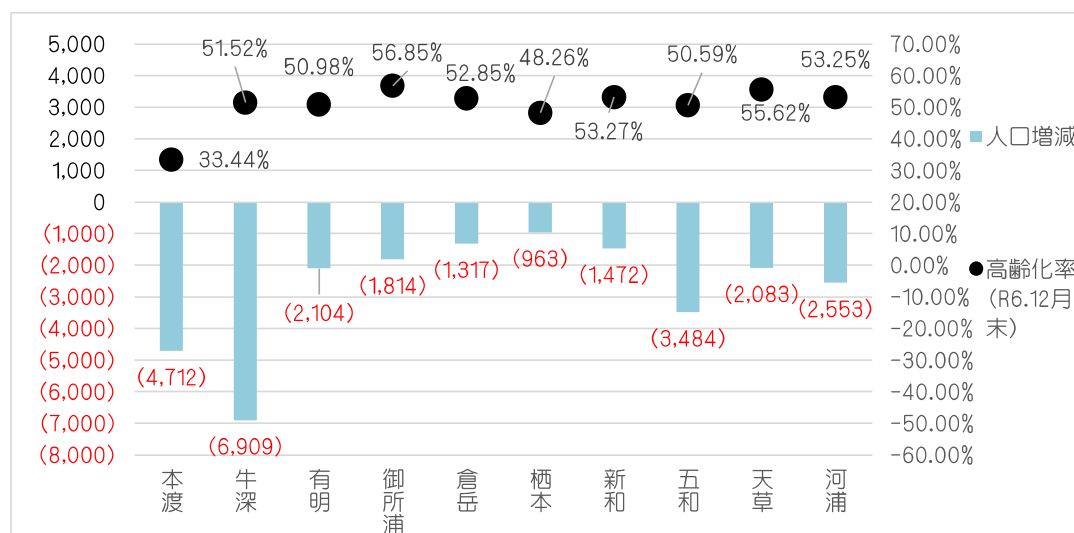
①人口の構成

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人 口	81,177	79,694	78,252	76,683	75,101	73,437	71,920
年 少 人 口	9,036	8,901	8,586	8,207	7,964	7,614	7,293
生産年齢人口	40,763	39,325	38,051	36,877	35,811	34,680	33,739
高 齢 者 数	31,378	31,468	31,615	31,599	31,326	31,143	30,888
前期高齢者	13,927	13,716	14,382	14,615	14,363	14,026	13,566
後期高齢者	17,541	17,662	17,233	16,984	16,963	17,117	17,322
高 齢 化 率	38.65%	39.48%	40.04%	41.21%	41.71%	42.41%	42.94%
熊本県高齢化率	30.60%	31.10%	31.5%	31.9%	32.1%	32.3%	32.6%
全国高齢化率	28.10%	28.40%	28.9%	28.9%	29.0%	29.0%	29.1%

※天草市の人口については、住民基本台帳より（各年12月現在）



◎旧市町別人口増減（H18.3月末とR6.12月末比較）と高齢化率（R6.12月末）

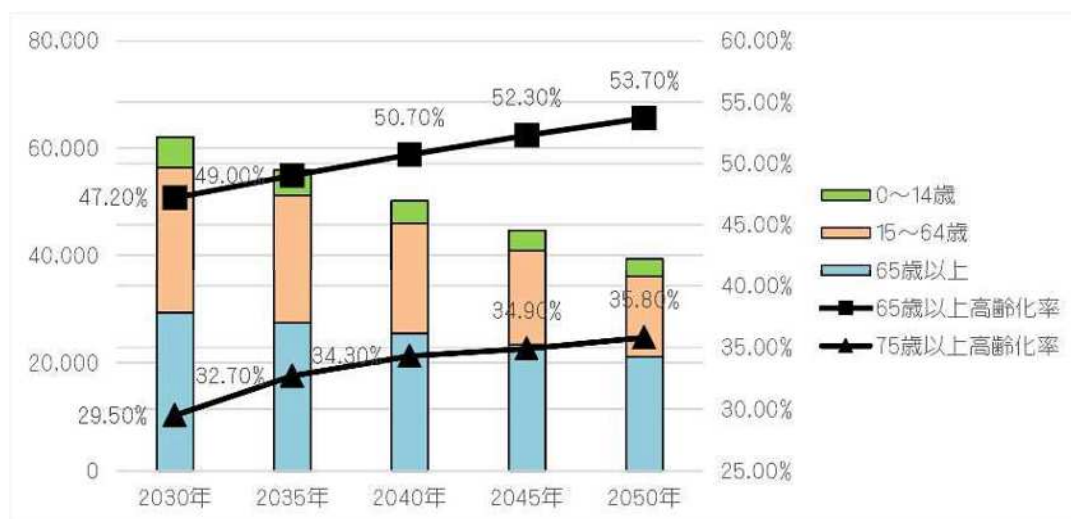


※天草市住民基本台帳より

②人口の予測

	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
0～14 歳	5,632	4,730	4,187	3,750	3,307
15～64 歳	27,114	23,812	20,549	17,533	14,907
65 歳以上 (高齢化率)	29,271 47.2%	27,396 49.0%	25,449 50.7%	23,354 52.3%	21,113 53.7%
75 歳以上 (高齢化率)	18,297 29.5%	18,267 32.7%	17,200 34.3%	15,578 34.9%	14,075 35.8%
合計	62,017	55,938	50,185	44,637	39,327

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（R5 年 12 月推計）より



令和6年12月の推計による天草市の人口予想は、7万人を下回る予想でしたが、予測値より若干人口の減少が少なくなっています。

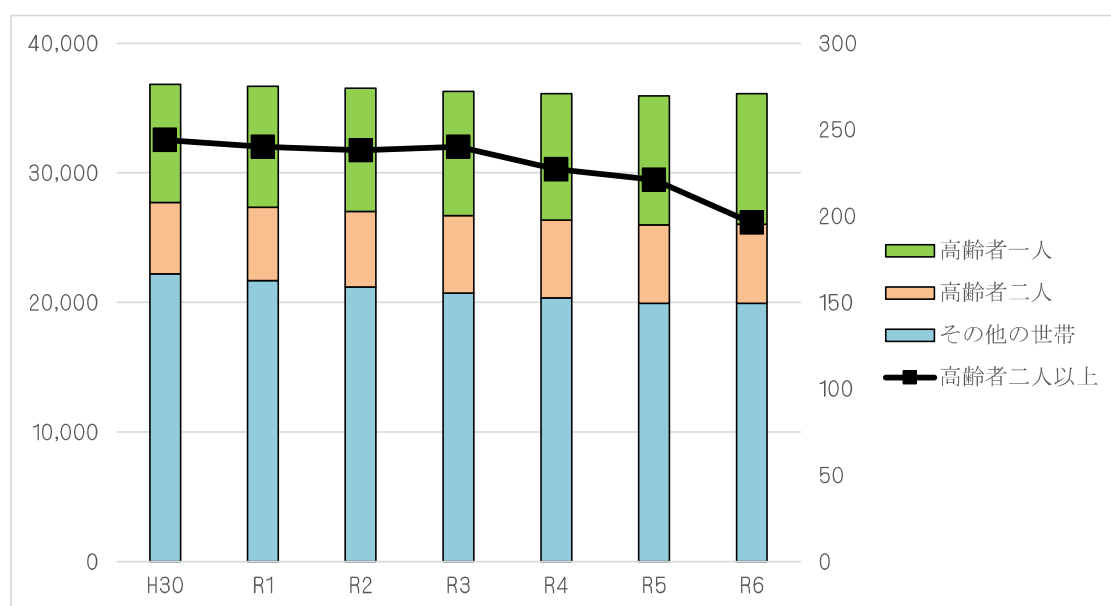
今後も、予測値より緩やかな減少であると考えられ、様々な事業の計画の目標値等、改めて考慮する必要があります。

③世帯の構成

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
高齢者一人	9,109	9,349	9,511	9,616	9,731	9,955	10,071
高齢者二人	5,525	5,667	5,826	5,964	6,012	6,071	6,117
高齢者二人以上	244	240	238	240	227	221	196
その他の世帯	22,184	21,659	21,180	20,707	20,344	19,905	19,574

令和6年における天草市の世帯数は、35,958世帯となっており、緩やかではありますが、約200世帯程度年々減少しています。

高齢者世帯においては、ひとり暮らし並びに高齢者夫婦が増加しています。特にひとり暮らし高齢者の割合が年々増加傾向にあります。また、世帯種類別にみると、核家族世帯の割合が50%を超え、地域のつながりの観点からすれば、希薄化されているように感じられます。



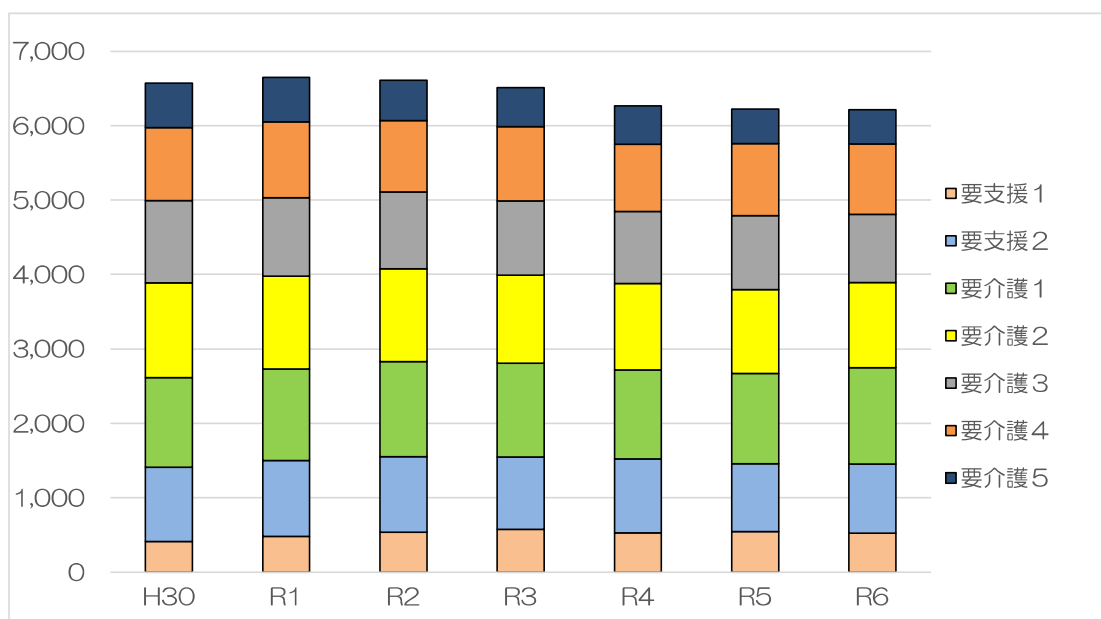
④介護保険認定の状況

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
要支援1	415	485	538	576	526	546	525
要支援2	992	1,018	1,014	973	998	913	930
要介護1	1,207	1,228	1,280	1,259	1,193	1,213	1,293
要介護2	1,273	1,245	1,242	1,182	1,161	1,126	1,145
要介護3	1,106	1,053	1,036	1,000	966	991	915
要介護4	983	1,020	960	997	908	972	947
要介護5	595	601	541	523	512	464	463
合計	6,571	6,650	6,611	6,510	6,264	6,225	6,218

ここ数年の要介護認定者・要支援認定者・事業対象者の推移は横ばいで、令和4年度の1年間では246人減少しています。しかし、認定者の内訳を天草市に確認すると新規認定が1,439人、要支援者から要介護者への移行が467人、介護度の上昇（重度化）が、1,129人となっています。

要介護認定者総数の増加は抑えられているものの、「新たに要介護状態になる高齢者」や「重度化する高齢者」が多いことから、今後も介護保険認定者数を注視する必要があります。

※数値データは、健やか生きいきプラン令和6年1月から抜粋



⑤ 認知症高齢者の状況（要介護認定者のうち認知症自立度がⅡa～M）

令和7年3月末現在で第1号被保険者（65歳以上高齢者）30,510人のうち、要介護認定者において認知症自立度Ⅰ以上の人と、非認定者で医療において認知症の診断を受けている人の合計は6,033人で19.8%となっています。2040年の全国の予想では約16%とされていますので、天草市は高い割合になっています。

原因としては、高齢化率の高さだと思われますが、天草市においてもきめ細やかな生活支援として、認知症に理解の深いまちづくりを推進しています。認知症に対する正しい知識を持つとともに、認知症の方を介護している家族に対し、認知症の介護者の方々が気軽に集え、悩みや不安の解消等、精神的なケアに繋げ、認知症の方が住み慣れた家や地域で暮らせる体制づくりの構築が求められています。

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している
Ⅱ a	家庭外で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
Ⅱ b	家庭内でも日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
Ⅲ a	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする
Ⅲ b	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行為あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

⑥障害者手帳交付の状況

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
身体障害者手帳	4,531	4,344	4,231	4,436	4,197	5,029	3,551
知的障害者手帳	984	1,011	999	1,043	1,020	1,286	1,027
精神保健福祉手帳	715	257	679	758	749	923	860

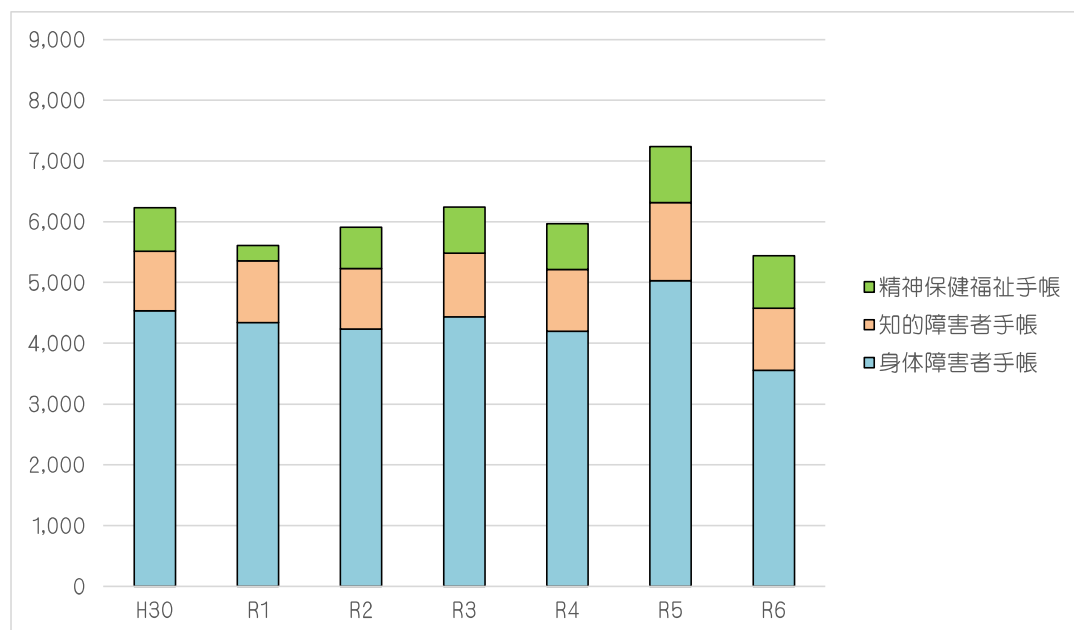
令和6年度における天草市の障害者手帳の所持者数は、3,551人となっており、手帳の種類別にみると、身体障害者手帳の割合が最も多くなっています。

※知的障害者手帳と精神保健福祉手帳は、クロス集計なし

令和2年度は障害者手帳の所持者が減少しましたが、3障がいともに増加傾向にあります。原因としては、「高齢者における障がい者数の増加、遺伝子要因と環境要因の双方が関係している可能性、支援対象者の広まりによって障がい者が増加した、これまでよりも身近な存在としてとらえられるようになった」などが考えられます。

天草市社会福祉協議会では、障がい者福祉サービスの充実に努めるとともに、障がいのある方が、安心していきいきと暮らせる地域を作り上げるために目標とする

各種取り組みを推進しなければなりません。児童福祉の観点からも、障がい児に対する施策として、福祉型児童発達支援センターとして、天草地域における基幹的なセンターとして身近な地域で必要な支援やサービスを利用できるよう推進しています。



⑦生活保護の状況

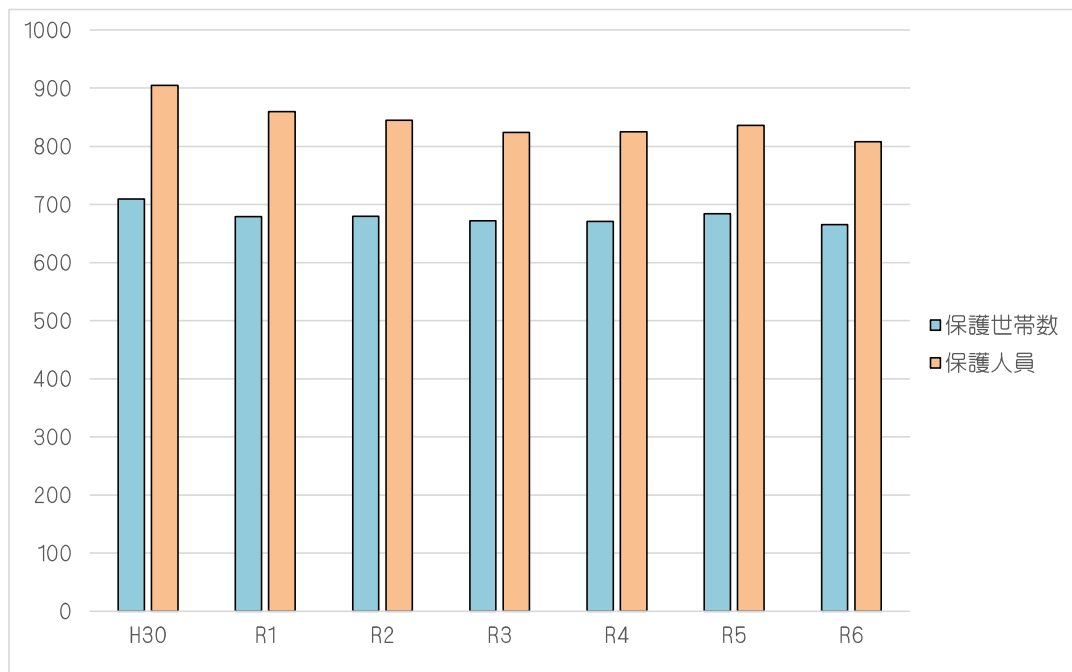
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
保護世帯数	709	679	680	672	671	684	665
保護人員	905	860	845	824	825	836	808

令和6年における天草市の生活保護の被保護世帯は665世帯、被保護人員は、808人となっており、令和5年を除き、減少傾向となっています。

生活保護開始の理由としては、「世帯の傷病」が最も多く、次いで「失業・勤労収入の減少」となっています。また、廃止の理由は、「死亡・失踪」によるものが最も多く、次いで「扶養引取・施設入所」となっています。しかし、令和2年に発生した新型コロナウイルスの影響で、生活保護世帯が増加するのではないかと危惧していましたが、生活福祉資金コロナ特例貸付などにより横ばい状態であり、債権の開始とともに令和6年は減少となりました。

天草市社会福祉協議会では、あまくさ生活相談支援センターの相談支援員による、生活困窮者に対する自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業及び

居住支援事業を実施していますが、さらに、市民に寄り添った支援を重視し、必要な支援と援助を実施していきます。



Ⅲ 第２期計画の実績と評価・課題

第２期天草市社会福祉協議会発展強化計画（以下「本計画」という）は、当協議会にとっては、第１期計画の評価を経た中期計画であり、そのねらいは第３期及び第４期天草市地域福祉活動計画を基本とした法人全体で推進する体制の構築にありました。

一方、本計画は５年間の期間であったため、その間には社会福祉をめぐる法の改正や新型コロナウイルスの感染拡大など外部環境は目まぐるしく変化しました。それらの変化には柔軟に対応してきましたが、令和３年度の計画から介護保険事業に関する取り組みなど乖離が生じた事業、天草市からの指定管理施設の廃止や委託事業の名称変更などを含め停滞した取り組み、課題の残った取り組みなどがありました。

しかし、本計画のなかで定めた理念と方針は、様々な変化があっても普遍的なものであり、次期計画においても継承されるものです。また、本計画について、理念と方針を中核として、本計画の評価において抽出された課題の解決に取り組みます。なお、本計画の評価・課題については、天草市からの意見を踏まえ全事業の中から一部を抜粋（２６の事業）し、課題と問題点を考察して次期計画に反映します。

１． 法人経営部門

１-２ 財政基盤の強化

１-２-１ 共同募金運動の推進

天草市から、「配分金を使い切ることが目的として、事業が停滞している感がある。」との意見をいただいておりますが、配分金を使い切らないと熊本県共同募金会に返納しなければならないという実情もあり、天草市共同募金会審査委員会で配分実績に基づいた配分事業について説明し、了承を得ています。

募金実績の減少により、従来の配分事業も実施できなくなる可能性もあるので、新たな募金方法の検討（支所におけるイベント募金の実施）をする必要があり、今後の方向性としては、支所ごとに募金実績を減らさない取り組みを行い、寄付文化としての確立を目指します。

1-4 広報活動

1-4-3 牛深福祉まつり

牛深福祉まつりは、高齢者に創作活動等の発表の機会を提供し、生きがいづくりや社会参加の促進を図ることを目的としています。また、指定管理施設である牛深老人福祉センターに展示することにより、老人福祉センターをより多くの方に利用してもらう機会としてとらえ、今後も継続して事業を実施していきます。

そのために、作品の出展者を増やす工夫と来場者を増やすための広報活動に力を注ぎます。また、グラウンドゴルフ大会については、令和7年度から赤い羽根共同募金のイベント募金として実施し、共同募金の実績額を増やします。

2. 地域福祉推進活動部門

2-1 地域福祉活動の推進

2-1-1 ふれあいいきいきサロン交流大会

3ブロック（中央：本渡、五和、新和 東：有明、御所浦、倉岳、栖本 西：牛深、天草、河浦）で実施しており、開催地は、持ち回りで実施しています。天草市から委託を受けて事業実施していますが、令和8年度から契約内容が変更となりました。

変更点は、事業運営費（各サロンへの助成金）は自主財源で対応し、委託事業としては、ふれあいいきいきサロン交流大会やサロンリーダー研修会等に配分するようになりました。

高齢者の社会参加と閉じこもり防止のため、サロンの活性化を含め、今後もふれあいいきいきサロン交流大会を継続していきます。

2-1-2 サロン交流大会（支所独自）

3ブロックで実施しているふれあいいきいきサロン交流大会は、会場の規模によっては参加者数を制限する必要があるため、支所圏内における全サロンが参加できる大会として、本渡、御所浦、新和、天草支所で実施してきました。実施している4支所のサロンリーダー研修で協議を行い、本渡、御所浦、新和支所においては、各地域のサロンからの要望を受けて継続して実施することとし、天草支所は中止することになりました。他の支所も地域のサロンから要望等があれば、実施について検討します。

2-1-4 世代間交流事業（おばあちゃんのひな祭り）

世代間交流事業として、事業名を「おばあちゃんのひな祭り」と統一して全支所で実施していきませんが、天草市の意見にもある、地区振興会等での代替や他の交流事業との統廃合を検討します。

2-1-5 世代間交流事業（ふれあい交流会）

ふれあい交流会は、「おばあちゃんのひな祭り」とは別に、有明、新和、天草支所で実施していました。天草市の意見のとおり類似事業があるため、新和と天草支所は、「おばあちゃんのひな祭り」と統合し、有明支所も令和7年度から統合を予定しています。

2-1-6 世代間交流事業（高齢者と小学生の交流）

高齢者と小学生の交流は、五和、天草、河浦支所で実施していました。天草市の意見のとおり類似事業があるため、天草と河浦支所は、「おばあちゃんのひな祭り」と統合しました。しかし、五和支所では、五和小学校から、高齢者との交流事業は引き続き継続して実施していただきたいとの要望があり、今後も継続する予定としています。

2-1-7 笑顔くらんたけ交流会（旧仮装運動会）

少子高齢化、核家族化が進行し高齢者等と子どもたちがふれあう機会が減少しています。世代や分野を超えてつながることで、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

高齢者、障がい者と子どもたちがレクリエーション等を通じて交流することで子どもたちの福祉の心を育て、PTA 世代の参加によって、地域福祉を次世代に受け継いでいくため、今後も継続する予定としています。

2-1-8 社協会長杯健康づくり日本一推進グラウンドゴルフ大会

スポーツ大会等を通じて、高齢者の社会参加と健康寿命の延伸を図る目的として開催しています。グラウンドゴルフ大会は、いろんな団体が実施しているため、地域のニーズに応じて、廃止や縮小が求められていますが、災害応援協定を締結している、長崎県島原市、南島原市、上天草市、苓北町、益城町、鹿児島県長島町からも参加を呼びかけ、相互の連携を図ることも目的のひとつであるため、今後の実施継続については、参加者の状況等を踏まえ検討していきます。

2-1-9 グラウンドゴルフ大会

上記にも示した通り各種団体が大会を実施しています。大会数が多く、天草市からは廃止とのご意見もありますが、令和7年度に今後の方向性を協議した結果、赤い羽根共同募金のイベント募金として実施していなかった、牛深支所及び新和支所も実施することで、全支所でイベント募金として開催することになりました。

他団体主催大会との日程調整を行いながら、今後も継続していく予定です。

2-1-10 ミニバレーボール大会

ミニバレーボールを通じて、若い世代の方に社会福祉協議会を知ってもらう目的で、牛深、御所浦、河浦支所で実施していました。

しかし、他の団体主催による大会もあるため、牛深支所と河浦支所では既に廃止しています。御所浦支所においては、地域住民からの継続希望があるため、赤い羽根共同募金のイベント募金として、今後も実施していく予定です。

2-3 福祉教育・ボランティア学習の推進

2-3-6 栖本ソウルフード学習会

以前は「高校3年生を郷土料理で送る会」として、老人会や食生活改善推進員協議会の協力を得て、郷土料理を一緒に作り、会食することによって、就職して郷土を離れる子どもたちが、ふるさとの味を忘れないようにとの思いで実施してきました。

しかし、近年は大学進学者の増加で受験勉強のために参加者が少なくなったことから、対象者を中学生（3年生を除く）に変更して、事業を実施しています。現段階では継続事業としていますが、今後の参加者数を考慮し、廃止を含めて検討していきます。

2-4 大規模災害と防災への対応

2-4-6 災害派遣福祉チーム（DWAT）の研究

DWATとは、防災士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、看護師及び保育士等がチームとなって、避難所への派遣をすることで、避難している方が安心できる仕組みです。

避難所運営の一環として、厚生労働省からガイドラインが示されてい

ますが、大規模災害が発生した場合、天草市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置する必要があり、現状の職員体制ではDWATの調整業務を担うことは困難と思われます。

2-5 関係機関との連携・協働

2-5-1 日本赤十字社事業の推進

天草市社会福祉協議会は、日本赤十字社熊本県支部天草市地区の事業について、平成25年4月1日付けで天草市と覚書を締結して実施しています。事業の概要は、会費の募集、災害時の救援物資の管理と配布及び赤十字奉仕団の活動支援となっています。

今後、担当職員を確保できず、事業継続ができなくなった場合の対応について、天草市と協議しなければならないと考えています。

2-5-4 ボランティア連絡協議会との連携

天草市社会福祉協議会では、各支所圏域のボランティア連絡協議会の事務局を担い、ボランティアの育成や需給調整を図っているところです。

ボランティア団体の増加につながるような連携と周知活動の強化は必要であるとの意見をいただいているため、令和6年度からボランティアの団体と登録者名をデータベース化して実態把握に努めました。課題としては、ボランティア活動をしている方の高齢化と団体への新規活動者が不足していることです。

今後は、活動している方にアンケートを実施し、更なる情報収集に努め、周知及び啓発をどのように図っていくのかを検討します。

2-5-5 地区社会福祉協議会の活動支援

天草市の合併前から旧本渡市及び旧五和町社会福祉協議会が設置していました。旧本渡市社会福祉協議会については、旧本渡市から地区社会福祉協議会の設置を求められ、合併後、本渡北地区と本渡南地区に地区社会福祉協議会を設置した経緯があります。

現在では、天草市からの運営費補助金はなく、赤い羽根共同募金の地域配分金を活用して助成を行っています。地区社会福祉協議会の必要性和組織の存続の検討が天草市からの意見としてありますが、独自の地域福祉事業の継続した実施と天草市社会福祉協議会の事業の周知

並びに事業への参加協力をいただいているため、本渡・五和支所ともに事業の継続としています。しかし、募金実績の減少に伴い、配分金も減少しています。今後も活動実績や共同募金の実績によって、事業の継続又は廃止等について協議していきます。

3. 福祉サービス利用援助部門

3-2 権利擁護事業の充実

3-2-1 法人後見事業

平成24年7月17日にあまくさ成年後見センターを開設し、法人後見事業として成年後見人等の業務を受任してきました。法人後見事業のメリットは、担当する職員が異動や退職しても引き続き利用者を他の職員が支援できるという点です。受任件数は、例年40件を推移し、財産管理や身上保護を行っています。天草市から事業の継続が推進され、報酬分については職員の人件費にと意見をいただいておりますが、「ともに生きる豊かな地域社会」を住民と共に目指し、天草市における地域福祉の推進を図るため、地域福祉事業に充当していきたいと考えています。

4. 生活支援サービス部門

4-4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

4-4-3 天草いきいき夢大学

平成25年から天草市の郷土の歴史、自然及び魅力などをカリキュラムに取り入れ、毎年内容を変更しながら、年に約10回の講座を実施しています。初年度の受講者数は49名で、その後リピーターが半数以上を占め令和6年度の受講者数は85名でした。

天草市からは公民館講座等の調整が必要との意見をいただきましたが、社会福祉協議会を知ってもらうことも目的としているため、単独で実施していきたいと考えています。

4-4-7 新入生お祝い事業

天草市の合併前より、旧牛深市社会福祉協議会で交通安全及び事故

防止のため、牛深地区の交通安全協会と協議し黄色い帽子や傘を贈呈していました。現在は、天草市社会福祉協議会を知ってもらうため、全支所で実施しています。

学校側との協議により、園児や児童にとっての必需品を選定しているため、圏域により贈呈品が異なります。今後も若い世代へ社会福祉協議会のことを知ってもらうため、継続していきます。

4-4-9 平和祈念祭

牛深圏域では、令和5年度から社協主催の平和祈念祭と市主催の戦没者追悼式を合同で開催しています。牛深地区の遺族会もこの体制を十分に理解しており、今後も同様の形で継続していく予定です。

なお、天草市より「軍艦長良慰霊祭との統合はできないか」との意見をいただきましたが、平和祈念祭とは日程と目的が異なるため、統合は困難だと判断しています。

4-4-10 軍艦長良慰霊祭

天草市社会福祉協議会は、故・佐々木ツルさんの意志を受け継ぎ、軍艦長良が沈没した毎年8月7日に慰霊祭を実施しています。また、全国各地でも10年ごとの節目には、規模を拡大して慰霊式典を開催しており、令和7年度には、海上自衛隊佐世保地方総監の計らいで掃海艇「とよしま」を派遣していただきました。これにより、沈没地点まで遺族及び関係者を乗せ、洋上慰霊祭を実施いたしました。

今後も、恒久平和を祈念し、その思いを次世代へ継承していくことを目的として、慰霊祭の開催を継続していきます。

4-4-11 軍艦長良記念館運営事業

軍艦長良記念館は、旧牛深市において整備され、社会福祉協議会が軍艦長良慰霊祭を実施していることから、その運営も任せられた経緯があります。現在でも、348名の戦没者が牛深沖で亡くなられた事実を知らない遺族もいらっしゃいます。その遺族の方たちのためにも、記念館の運営は意義深く、今後も継続していきたいと思います。

令和7年に開催した軍艦長良慰霊祭の際には、遺族から遺品の提供を受けましたので、記念館に展示いたしました。今後は、展示品についても整理を行い、多くの来場者の方に見ていただくことで、恒久平

和への祈りを共有していきたいと思います。

4-4-12 ひとり暮らし高齢者のつどい

ひとり暮らし高齢者のつどいは、高齢者の閉じこもり防止と社会参加を目的に、合併前から実施してきましたが、天草市の意見のとおり類似事業があるため、「おばあちゃんのひな祭り」と統合しました。

4-4-13 ふれあい給食事業

ふれあい給食事業は、ひとり暮らし高齢者等の安否確認と定期的な見守りを目的として、牛深、有明、御所浦、栖本、天草支所で実施してきました。天草市の意見をもとに、協力者（婦人会、食生活改善推進員協議会、民生委員児童委員）の負担状況を確認したところ、御所浦支所を除く他の支所では協力者の賛同が得られたため、今後も継続して実施していきます。

4-4-14 障がい者サロン事業

牛深支所において、障がい（知的、身体、精神）のある方が、同じ境遇にある方とレクリエーションや交流を通じて仲間づくりや気軽に楽しめる場所の提供を目的に実施してきました。

天草市からも、他の地域に展開しないのであれば要検討との意見を頂いておりましたので、牛深支所内で検討した結果、他の事業所への事業の引継ぎを行い、令和6年度には引継ぎが完了しましたので、事業を廃止することとしました。

4-4-17 あまくさ子どもフェスティバル

スマートフォンやオンラインゲームの普及等により、室内で遊ぶ子どもや休日にひとりで過ごす子どもの増加により、子どもたちを取り巻く環境は変化してきています。このような状況を踏まえ天草市社会福祉協議会では、野外遊びの楽しさや自然の中で体を動かす大切さを知ってもらうことを目的に開催しています。

天草市からは、福祉まつりとの統合について意見を頂いており、会場やスタッフの配置等様々な課題があると思いますが、1つの案として検討していきます。

1 法人経営部門									
1-2 財政基盤の強化									
番号	事業名	事業概要	開始年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性
1-2-1	共同募金運動の推進	募金計画に基づいて戸別募金をはじめ、法人募金、職域募金などの募金運動を実施	S22	共同募金 事務費 963千円	共通	・天草市共同募金委員会監査 ・天草市共同募金委員会（事業報告、決算、事業計画、予算等） ・共同募金審査委員会 ・天草市共同募金委員会（共同募金推進計画） ・共同募金運動メッセージ伝達式 ・行政区長等への協力依頼 ・募金運動（10月～12月） ・熊本県共同募金会に報告（はねつと入力） ・火災及び水害見舞金の配布 ・災害義援金の周知と受付	R6年度実績 募金総額：20,139,459円 ・街頭募金：21回 協力者224人 ・イベント募金：10回 協力者1,227人 ・歳末募金2回 協力者1,115人 ・見舞金の支給 6回	・世帯数の減少による個別募金の減少 ・新たな募金方法の検討	継続
		特記事項							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要		●							
<天草市意見>									
◎…事業継続 △…社協で検討									

2 地域福祉活動推進部門									
2-1 地域福祉活動の推進									
番号	事業名	事業概要	開始年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性
2-1-1	ふれあいいきいき サロン交流大会	サロン会員の交流と親睦 を図る（プロロックごとに 実施）	H19	自主 補助金 981千円	共通	・レクリエーション内容検討 ・参加者募集 ・ボランティア等へ協力依頼 ・会場設営 ・当日の送迎	・サロンの活性化を図る ・大会に向けて練習が活発化 する R6年度実績 参加者：617人 ボランティア：78人 スタッフ：64人	会場の規模（広さ）に よっては参加者数を制限 する 場合がある	継続
2-1-2	サロン交流大会	サロン会員の交流と親睦 を図る（支所ごとに実 施）	H19	自主 補助金 324千円	本渡 御所浦 新和 天草	・レクリエーション内容検討 ・参加者募集 ・ボランティア等へ協力依頼 ・会場設営 ・当日の送迎	・サロンの活性化を図る ・大会に向けて練習すること で活発になる ・プロロックごとのサロン交流 大会に参加できなかった方の 参加機会づくり ・民児協と協力開催(新和)	・サロンの参加者設置個 所が減少している ・ 当日のスタッフの確保 R3年度：208か所 R4年度：197か所 R5年度：189か所 R6年度：188か所	本渡：継続 御所浦：継続 新和：継続 (プロロック大 会開催地以外 の年に実施) 天草：中止
2-1-4	世代間交流事業 おばあちゃんのひ な祭り	地区コミセンでのレクリ エーション、会食等	H23	自主 共同募金 944千円	共通	・交流会の内容検討 ・参加者募集 ・出演者、保育園等の連絡調整 ・会食準備（調理、弁当購入）	・子供たちとの交流の場提供 R6年度実績 参加者 高齢者：429人 園児、児童：204人	・他にも世代間交流事業 と似た内容の事業がある ・送迎の実施	継続して検討 する
2-1-5	世代間交流事業 ふれあい交流会	地区コミセンでポッ チャ、ゴールボール体験 のほか交流メニューを实 施	H22	共同募金 106千円	有明 新和 天草	・交流会の内容検討 ・参加者募集	・子供たちの交流の場提供 R6年度実績 参加者 高齢者：59人 児童：20人	R4年度はコロナにより 高齢者の参加なし ・ひなまつり事業と統合 して実施（R5から事業 計画なし 新和、天草）	有明：継続 新和：中止 天草：中止
＜天草市意見＞									
								◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
								●	・プロロック数は？ (3プロロック) ・開催地は固定 か？ (持ち回り)
								△	・民生委員の関わり方について検討 する必要がある。 ・2-1-1の開催地 と残る6地域の関 係？ (他は実施してい ない)
								●	地区振興会等での 代替や他の交流事 業との統廃合検討
								●	地区振興会等で代 替検討。

番号	事業名	事業概要	開始年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性	◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
2-1-6	世代間交流事業 高齢者と小学生の 交流	地区コミセンでのレクリ エーション	H24	共同募金 82千円	五和 天草 河浦	・交流会の内容検討 ・参加者募集 ・保育園等の連絡調整	・子供たちとの交流の場提供 R6年度実績 85人参加	R4年度はコロナにより 高齢者の参加なし ・類似事業があるため整 理して統合（河浦） ・感染症の流行を考慮し おばあちゃんのひな祭り をやめて、交流事業を主 として行う。（小学校よ り要望）（五和） ・事業を中止（天草）	五和：継続 天草：中止 河浦：他の事 業に統合	●	地区振興会等で代 替検討。
2-1-7	笑顔くらんたけ交 流会（旧仮装運動 会）	子供、高齢者、障がい者 参加による多世代交流 （レクリエーション等）	H6	共同募金 54千円	倉岳	・交流会の内容検討 ・参加者募集 ・出演者、小中高生の連絡調整 ・一部の参加者歓迎	・多世代、障がい者等との交 流の場提供 R6年度実績 71人参加 参加者から喜ばれている		継続	●	高齢者や障がい 者、児童など地域 住民の交流。地区 振興会等で代替検 討（運動会として の実施団体あ り）。
2-1-8	社協会長杯健康づ くり日本一推進グ ラウンドゴルフ大 会	高齢者等の社会参加促 進、健康寿命の延伸や仲 間作りのため、グラウン ドゴルフ大会を実施する	H27	自主 490千円	共通	・市グラウンドゴルフ協会にコース 設定や当日の審判など協力依頼 ・参加者募集 ・景品、賞状等の準備 ・大会の運営	R6年度の実績 118チーム 752人参加	・他団体主催のグラウン ドゴルフ大会が開催され ている	継続して検討 する	●	
2-1-9	グラウンドゴルフ 大会	高齢者等の社会参加促 進、健康寿命の延伸や仲 間作りのため、グラウン ドゴルフ大会を実施する 本渡、御所浦、倉岳、天 草及び河浦支所では、共 同募金イベント募金とし て実施	合併前か ら実施	自主 共同募金 695千円	本渡、新 栖本、倉 岳、河浦 を除く 8支所	・市グラウンドゴルフ協会にコース 設定や当日の審判など協力依頼 ・参加者募集 ・景品、賞状等の準備 ・大会の運営 ・有明支所では2回開催	・イベント募金として実施し ている支所では共同募金の啓 発に繋がっている R6年度の実績 1,184人参加 ・共同募金のイベント募金と して実施	・更なる広報活動が必要 ・他団体主催のグラウン ドゴルフ大会が開催され ている ・イベント募金で開催し ているが、5年度からま ちづくり協議会でも実 施、大会数が多く日程調 整や参加者の確保が困難 （御所浦）	本渡：継続 牛深：継続 有明：回数 減らして継続 御所浦：継続 倉岳：継続 栖本：継続 五和：継続 天草：継続 河浦：継続 新和：検討	●	・まちづくりで実 施するのであれ ば、廃止するな ど、地域のニーズ に応じて継続・縮 小を検討。

番号	事業名	事業概要	開始 年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性	◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
2-1-10	ミニバレーボール大会	社協と若い世代の繋がりが作りと住民の仲間づくりを目的に実施	H22 H23 H25	参加費 自主 共同募金 340千円	牛深 御所浦 河浦	・参加者募集 ・賞品準備 ・表彰	・若い世代に対する社協事業の周知 ・共同募金の啓発に繋がっている（御所浦） R6年度実績 12チーム（43人）参加	・幅広い年齢層の参加を 目指した広報 ・他団体主催の大会が多い ・チームエントリー、 チーム間の実力差及び ルール運用の違いにより 大会運営が難しい（河 浦）	牛深： 廃止 御所浦：継続 河浦： 廃止	●	・地区振興会等で 代替できないか。 ・地域のニーズで 検討。
<天草市意見>											
番号	事業名	事業概要	開始 年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性	◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
2-3-6	榎本ソウルフード学習会（旧高校3年生を郷土料理で送る会）	中学校の授業の一環として、食改の協力を得て郷土料理の作り方を学ぶ	S60	共同募金 50千円	榎本	・調理品目の選定 ・食生活改善推進員協議会への協力 依頼 ・中学校との連絡調整	・ふるさと郷土の味を知ってもらおう R6年度実績 中学2年 13人 中学1年 13人	・会員減少傾向にある食生活改善推進員協議会の協力 ・令和5年度より、中学校・食改と合同で開催	継続	●	地区振興会等で代替検討。 中学校、食改に協力を求め全中学校で取組めないか。
<天草市意見>											
番号	事業名	事業概要	開始 年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性	◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
2-4-6	災害派遣福祉チーム（DWAT）の研究	防災士を組織化し関係機関との連携を深め大規模災害発生時の避難所運営から支援までスムーズに展開できるよう取り組む	未着手		共通		災害が発生したときは、避難所運営には大きく役立つ	現状の職員体制で運営から支援まで取り組むことができないのか不明	未定	△	・全国又は県社協として統一的な取り組みなのか？ ・熊本県は、DCATが組織され、調整は県が行うが、取組み内容は？
2-4 大規模災害と防災への対応											

2-3 福祉教育・ボランティア学習の推進

2-5 関係機関との連携・協働									
番号	事業名	事業概要	開始年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務 量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性
2-5-1	日本赤十字社事業 の推進	会費の募集、災害時救 物資の管理と配布、日赤 奉仕団の活動支援などを 行う 当番地区になった場合は 金色有功章、銀色有功章 表彰者を募集する	H18	日赤 4,423千 円	共通	・行政区長等への説明と協力依頼 ・会費の募集 ・会員台帳の管理 ・担当職員研修会と事務担当者会議 への参加 ・日赤熊本県支部天草市地区監査 ・日赤熊本県支部評議員会への出席 ・日赤熊本県支部天草市地区役員会 ・災害救済物資の管理と配布 ・災害義援金の周知と受付 ・赤十字救急法講習会（3日間）の開 催 ・銀色有功章表彰者募集 （一括又は累計で20万円以上の会費 拠出者を4～5年おきに募集 ・地域福祉活動費を行政区長に配布	R6年度実績 会費募集実績：12,273,710円 災害救済物資の配布：4件	・世帯数の減少による会 費の減少 ・赤十字奉仕団の育成と 活動支援がうまくできて いない ・金色有功章、銀色有功 章の推薦当番地区になっ た場合の被推薦者選定が 困難 ・日本赤十字社熊本県支 部天草市地区の事業を H25年4月1日に天草市と の覚書により社協で実施	市と協議
2-5-4	ボランティア連絡 協議会との連携	住民が主体的に地域福祉 活動に参加するために、 ボランティア団体や個人 ボランティアの活動支援 と支所圏域のボランティ ア連絡協議会の事務局	H18	なし	本所 及び 支所	・天草市ボランティア連絡協議会の 活動支援 ・支所圏域の各地区ボランティア連 絡協議会事務局	社協事業への参加と協力 ボランティアの登録状況 個人ボランティア：41人 ボランティア団体：57団体 764人 助成金支出820千円	・ボランティアの高齢化 と新規活動者の減少	継続
2-5-7	地区社会福祉協議 会の活動支援	地区社会福祉協議会にお ける地域福祉活動の情報 提供、連絡調整と運営助 成	H18	自主 共同募金 1,808千 円	本渡 本渡 五和	・運営費の助成 ・社協事業の周知と協力依頼 ・地区社協事業への協力	・社協事業への協力 助成金支出：1,808千円 本渡：1,128千円 五和：680千円	・本渡支所はH28年度ま で市の補助あり、現在は 共同募金のみ	本渡：継続 五和：継続
＜天草市意見＞									
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要									
◎									
・協議内容は何か ・区長会等での説 明や依頼方法等に ついて検討が必要 である。									
●									
・2-2-1との連携 ・ボランティア団体の 増加につながるよ う連携と周知活動 の強化が必要。 ボラ連 0.39人 引きこもり支援 0.02人									
地区社協の必要 性と組織存続の検討									

3 福祉サービス利用援助部門									
3-2 権利擁護の充実									
番号	事業名	事業概要	開始年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性
3-2-1	法人後見事業	家庭裁判所から受任依頼があった方の財産管理や身上保護に関する支援を行う	H24	報酬 7,680	共通	・家庭裁判所から受任依頼 ・運営委員会で受任可否の検討 ・財産管理、身上保護実施 ・後見人就任後は毎年家庭裁判所へ後見等事務報告と報酬付与申し立て	R6年度末の実績（受任数） 補助：2件 保佐：10件 後見：25件	・職員研修会を充実させ 法制度の理解促進を図る	継続
4 生活支援サービス部門									
4-4 地域共生社会の実現に向けた取り組み									
番号	事業名	事業概要	開始年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性
4-4-3	天草いきいき夢大 学	郷土の歴史、自然、魅力、生きがいを持ち、生き生きとした毎日を送ってもらうため、講義や体験など10回程度の講座を受講してもらう	R1	参加費 自主 536千円	共通	・講座の企画 ・講師選定 ・会場予約 ・参加者募集 ・講師との連絡調整 ・資料の作成印刷 ・参加者アンケートと集計	・前年に引き続いて参加される方もおられる。 ・参加者も少しずつ増加しており、社協事業への協力が得られている。 R6年度実績 10回開催 延べ700人参加	・どのような講座内容が喜ばれるか検討していく ・社協事業も併せて紹介していく	継続
4-4-7	新入生お祝い事業	新入園児や新一年生を対象に黄色い傘や黄色い帽子等のお祝い品を贈呈し、社協事業を知ってもらう	H18	共同募金 自主 481千円	共通	・対象者の把握 ・贈呈品の検討、発注 ・贈呈の日時等調整	R6年度実績 保育園：76人 幼稚園：10人 小学一年生：468人	・社協からの贈呈品であることを若い世代の親に周知していく	継続

<天草市意見>	
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
◎	公益事業に位置付け、報酬分は、社協人件費に充当すべきでは。
<天草市意見>	
◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
●	※県補助 公民館講座等と整理が必要
●	※地区によって提供物相違。他の団体も同様の事業あるのでは。

番号	事業名	事業概要	開始年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性	◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
4-4-9	平和祈念祭	毎年4月第3土曜日牛深公園内平和の塔広場で、遺族・行政区長等関係者の参加による祈念祭	H18	自主 69千円	牛深	・出席案内 ・小学生による恒久平和祈念の作文発表 ・会場の設営 ・献花等の準備	・恒久平和を祈り、平和の尊さを次世代に継承する R6年度実績 72人 児童に、平和についての作文朗読	・遺族の高齢化 ・戦没者追悼式は市が開催	継続	●	※R5より、市支所主催の戦没者追悼式と合同実施 ・軍艦長慰霊祭と統合はできないのか
4-4-10	軍艦長良慰霊祭	牛深沖で米潜水艦に撃沈された軍艦長良乗組員の慰霊祭を毎年8月7日に慰霊の丘の慰霊碑前で実施	S60	自主 35千円	牛深	・慰霊碑前の清掃 ・出席案内と連絡調整	・恒久平和を祈り、平和の尊さを次世代に継承する R6年度は、長良の没後80年となるため、洋上慰霊祭を実施 R6年度実績 29人	・軍艦長良や私費を投じて慰霊碑を建立した故佐々木ツル氏のことが知られていない	継続	△	・平和祈念祭との統合は出来ないか
4-4-11	軍艦長良記念館運営事業	軍艦長良関係者から預かった遺品や資料を展示する	H10	自主 55千円	牛深	・資料の管理と展示 ・パンフレット作成	・恒久平和を祈り、平和の尊さを次世代に継承する	・展示物の入れ替えが出来ていない	継続	△	・平和祈念祭との統合は出来ないか
4-4-12	一人暮らし高齢者のついで	独居高齢者の閉じこもり防止を目的にレクリエーション、会食や世代間交流等を行う	合併前から実施	なし	本渡、御所浦を除く8支所	・内容の企画 ・参加者募集 ・協力者（ボランティア）募集 ・会食（弁当）	サロンへの参加、老人クラブへの参加の機会づくり 社協事業の紹介や情報提供	・男性参加者が少ない ・参加されない方へのフォローが必要 ・他の事業と統合可能（牛深） ・ひな祭り事業と統合して実施（新和） ・地区社協事業として実施（五和） ・R6年度から廃止（天草）	牛深：廃止 有明：廃止 倉岳：廃止 栖本：廃止 新和：廃止 五和：廃止 天草：廃止 河浦：廃止	●	※自主事業 天草地区：要検討。 五和地区：地区社協事業での実施すること自体検討する。

番号	事業名	事業概要	開始年度	財源 事業費	共通 支所単独	事務量	事業効果	課題・問題点	今後の 方向性	◎…事業継続 △…社協で検討 ●…見直しが必要	特記事項
4-4-13	ふれあい給食事業	独居高齢者に手作り弁当等を持参して訪問	H18	共同募金 自主 1,239千円	牛深 有明 御所浦 栖本 天草	- 対象者の把握 - 協力者募集 - 材料購入 - 調理 - 訪問配布	見守り活動、独居・高齢者のみの世帯等の状況把握につなげる 有明支所は11月と2月に各7回 天草支所は年に8回 他支所は年1回 延べ配食数：1,618食 延べ協力者数：387人	- 弁当作り協力者の確保 - 定期的な見守り活動への移行 - 調理を行う会場の調理器具等が不足（御所浦）	牛深：継続 有明：継続 御所浦：廃止 栖本：継続 天草：継続	●	※協力者（婦人会・食改・民生委員）の負担状況を確認。
4-4-14	障がい者等サロン事業	障がい（知的、身体、精神）のある方が、同じ境遇の方とレクリエーションや交流を通して仲間づくりや気軽に楽しめる場を提供	合併前から実施	共同募金 参加費 421千円	牛深	- 身体は月2回、知的及び精神は月に1回開催 - 身体は令和5年4月から休止 - ゲーム、レクリエーション、茶話会、季節行事などを実施 - 昼食の提供	それぞれ、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方が参加していたが、参加者の減少により、R5年度から他の事業所に引継ぎを行った。	- 参加者の確保と人材確保が困難 - R6年度に見直しを行った	廃止	●	牛深だけなのか。他の地域に展開しないのであれば要検討。
4-4-17	あまくさ子どもフェスティバル	子ども達に野外の遊びの楽しさや野外での活動体験を目的に親子木工教室やニュースポーツ体験を行う	H18	共同募金 自主 712千円	本渡	- 会場選定 - 後援依頼、協力者募集 - プログラム内容等の検討 - 事業の周知	R1年度実績 約3,000人（協力者等含む） （R2年度から休止中） R6年度に再開 参加者数：約、1,300人	- 来場者が予測できないためコーナーの準備物が不足する場合がある - 社協事業であることの周知不足とプログラム検討 - 福祉まつりとの統合は困難	継続	●	福祉まつりとの統合を検討

Ⅳ 計画の推進部門

1 計画の方針

本計画は、使命や経営理念、基本方針等を明確にし、その実現のため、事業部門ごとに課題を抽出し重点事業、推進目標を定めます。その体系は下記のとおりです。

ア) 法人経営部門

重点項目	推進事業	担当部会
ア-1 組織経営と人事・労務管理	①将来ビジョンの検討及び事業プロジェクト	法人経営
	②本所部署及び支所間連携の推進	法人経営
ア-2 財政基盤の強化	①事業財源（介護保険事業等）の確保	生活支援
	②多様な財源の確保・活用	地域福祉
ア-3 福祉人材の育成・職員の確保	①職員の確保・育成・定着支援	法人経営
	②働きやすい職場づくり	生活支援
ア-4 広報活動	①広報活動の強化（マスメディアの活用、社協だより、ホームページ等）	法人経営
	②あまくさ福祉まつり	地域福祉

イ) 地域福祉活動推進部門

重点項目	推進事業	担当部会
イ-1 個別支援と地域づくりの一体的な展開	①重層的支援体制整備事業の充実 ・多機関協働の取組 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組 ・他	地域福祉
イ-2 ボランティア活動の推進	①天草市ボランティア・地域住民活動支援センターの運営	地域福祉
イ-3 福祉教育の推進	①福祉副読本の活用	地域福祉
イ-4 大規模災害と防災への対応	①災害ボランティア養成講座の実施	地域福祉
	②災害支援ネットワークの連携強化	地域福祉

イ-5 住民主体による福祉活動の推進	①ふれあいいきいきサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進	地域福祉
--------------------	-------------------------------	------

ウ) 相談支援・権利擁護部門

重点項目	推進事業	担当部会
ウ-1 相談支援機能の充実	①相談しやすい相談窓口の整備と関係機関との連携	生活支援
ウ-2 権利擁護支援の体制整備	①天草市成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に関する事業	生活支援
	②身寄りのない高齢者等への支援に関する「新たな事業」	生活支援
ウ-3 地域における多機関協働の推進	①地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワーク構築	生活支援

エ) 介護・生活支援サービス部門

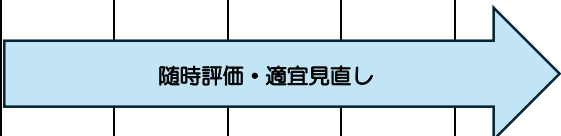
重点項目	推進事業	担当部会
エ-1 介護保険等事業の実施	①居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、通所介護	生活支援
エ-2 地域密着型サービスの実施	①認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護	生活支援
エ-3 障害者総合支援事業等の実施	①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、基準該当生活介護、児童発達支援・放課後等デイサービス	生活支援
エ-4 地域のニーズに応じたサービスの実施	①指定管理施設の経営	生活支援
	②天草市移動支援事業、天草市ファミリーサポートセンター事業、天草市家族介護者交流事業	地域福祉 生活支援
	③墓地清掃管理サービス事業	地域福祉

2 各部門の取り組み

各部門の具体的な取り組みは次のとおりです。

ア) 法人経営部門

アー1 組織経営と人事・労務管理

①将来ビジョンの検討及び事業プロジェクト						
現状と課題						
第1期、第2期天草市社会福祉協議会発展強化計画を策定しており、中期の経営方針は示しているが、職員間での共有や進捗管理、評価が十分に出来ていない状況にあります。介護保険事業の見直しを進めるにあたり、係長会議等を実施しながら、将来ビジョンの検討を繰り返しながら令和6年度は、介護保険事業の再編に取り組みました。 様々な事業を展開しているため、事業毎にどの会議体で評価検証していくのかをきちんと整理する必要があります。						
基本方針（将来あるべき姿）						
中期経営計画に記載された取り組みについては、単年度の事業計画を作成する際に反映させていきます。併せて、各会議体が将来ビジョンをしっかりと見据え、事業プロジェクトとして展開していきます。						
推進目標（取り組む内容）						
中期経営計画に沿った事業展開ができるように、進捗管理を実施し、状況に応じて適宜改善していきます。中間年度には実績を評価し、中間見直しを実施します。事業に応じて評価検証していく会議体を整理します。						
実施項目	所管課	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
介護保険事業等の評価、事業の再編等	・生活支援係					
地域福祉事業の評価、事業の見直し	・地域福祉係					

アー１ 組織経営と人事・労務管理

② 本所部署及び支所間連携の推進

現状と課題

本所２課（総務課、福祉のまちづくり課）４係（庶務係、会計係、地域福祉係、生活支援係）１７人、１０支所２２人体制で、社協運営を行っています。本所は、活動全体の総括的な役割を担い、支所については、地域に密着したきめ細やかな地域福祉活動を推進しています。支所長会議を必要に応じて開催し、本所と支所の連携を図っています。

本所及び支所の業務が煩雑化している状況で、特に支所については８支所が事務局２名体制となっており、事業運営にも支障が出てきていることから、本所及び支所機能の見直しが必要になってきています。

基本方針（将来あるべき姿）

本所及び支所の業務改善を行うことで、本所・支所間、支所同士の協力体制の構築を図り、限られた職員を最大限有効活用していきます。

推進目標（取り組む内容）

本所及び支所それぞれの機能を見直し、業務の改善を図っていきます。さらに、本所・支所および、支所間の連携を強化することで、業務の負担軽減を行っていきます。

実施項目	所管	８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
本所、支所の業務見直し検討会の開催	・ 事業プロジェクト会議					
		実施				
本所・支所間、支所同士の協力体制の検討	・ 事業プロジェクト会議					
		実施				

アー２ 財政基盤の強化

①事業財源（介護保険事業等）の確保

現状と課題

将来の事業所経営を見据えた職員採用が計画的に行われていないことから、人材の確保が継続的な課題となっています。

また、職員の育成に関する仕組みが十分に整っていないため、職員のスキルアップや職員が具体的な成長目標を明確にすることが難しく、結果としてサービスの質の低下や職員の離職につながる可能性があります。これらの要因によって、事業規模の縮小、加算が算定できない等、収益の確保に大きな影響が生じています。さらに、本会が保有する施設設備や車輛の老朽化が表面化し、修繕に係る費用が事業所の経営に負担となっている状況です。

基本方針（将来あるべき姿）

法人の発展と職員の成長に寄与する環境を整備し、安定した事業所経営により、財政基盤の強化を目指します。

推進目標（取り組む内容）

将来の安定した事業所経営に向けて、職員採用計画の策定と採用活動を推進します。あわせて、研修体制の整備や成長目標の明確化を通じて、職員の育成と働きがいのある職場づくりに取り組みます。介護機器や情報技術の導入による業務効率化とサービスの質向上を図るとともに、経費管理と削減の計画を実施し、健全な経営基盤の確立を目指します。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
職員採用計画策定と職員採用	・ 庶務係	実施				
研修体制の構築と成長目標の明確化	・ 庶務係 ・ 生活支援係	実施				
介護現場における生産性向上のための機器や情報技術の導入計画の策定と導入	・ 生活支援係	実施				
サービス収益の維持に向けた計画の策定と実施	・ 会計係 ・ 各支所	実施				
経費の管理と削減に向けた計画の策定と実施	・ 会計係 ・ 各支所	実施				
修繕に係る補助金の調査・申請	・ 生活支援 ・ 各支所	実施				

具体的な取り組み

事業等の名称	事業等の概要
職員採用計画の策定と採用活動	・人材確保のため、年度ごとに必要職員数を算定し、採用計画を立案。 ・推薦制度創設を検討し、地域の学校や福祉系大学との連携、インターンシップ制度の導入。 ・採用説明会や見学会を定期開催。
研修体制の構築と成長目標の明確化	・新人研修・階層別研修の体系化。 ・職員ごとに育成計画を作成し、ステップアップの指針を明確にする。 ・外部研修や資格取得支援制度を導入。
介護機器・情報技術の導入による業務効率化	・ICTや介護機器を活用した新しいサービスモデルを導入。
サービス収益の維持に向けた計画の策定と実施	・研修受講率の向上や記録の適正化を進め、加算要件を満たす体制を構築。 ・地域住民への広報活動や説明会を実施し、サービス利用促進を図る。 ・サービス別収益の分析を行い、収益性の高い事業を重点化。 ・経費削減計画と連動させ、収益率の改善を図る。
経費管理と削減計画の実施	・修繕計画の長期化によるコスト平準化。 ・経費分析を定期的に行い、改善策を実施。

目標・指標

目標・指標	現状値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
職員採用人数		19人	7人	10人	14人	7人
充実した研修体制の構築		70人	70人	70人	50人	50人
介護保険事業収益目標	8億3千5百万	8億6千万	8億7千万	8億7千万	8億7千万	8億7千万
障害福祉サービス等収益目標	9千9百万	9千9百万	1億	1億	1億	1億
事業費削減目標		1千万	1千万	1千万	1千万	1千万

【職員採用人数】

※R8年度の採用人数根拠 70才以上の職員数

※R9年度 70才を迎える職員数 以下 同じ

【充実した研修体制の構築】

※社協職員数の約20%が受講

※カリキュラムは新任・中堅・管理職・その他の類型に分けて構築

【介護保険事業収益目標】

※R3～R6年度の決算状況を根拠に目標設定（維持路線）

【障害福祉サービス等収益目標】

※同上

【事業費削減目標】

※R3～R6年度の事業経費の動向から目標設定（物価高騰・事業削減等を加味）

※令和8年度については、ガソリン価格の下落を加味

※令和9年度以降については、リース車両台数の削減、被服費の適正化、ICT等の導入によるペーパーレス化に伴う消耗品費の削減、郵便物の削減に伴う切手代等の通信運搬費の削減により、前年比100万円の事業経費の削減を目指す。

アー２ 財政基盤の強化

②多様な財源の確保・活用

現状と課題

地域福祉事業を安定的に運営していくためには、自主財源（会費、寄付金、共同募金配分金）の確保は重要ですが、人口減少等に伴い、自主財源は減少しています。また、介護保険等の事業財源についても要介護認定者数の減少、入所施設に空床がある現状から、在宅サービス利用は今後さらに減少してくることが予想されています。

地域福祉活動を安定的に継続していくためには、財源確保に向けた新たな取り組みの検討が必要になってきます。

基本方針（将来あるべき姿）

地域住民に社協活動を理解してもらい、今までどおり自主財源の確保に努めます。また、職員一人ひとりが経営状況を把握することに努め、新たな財源の確保の仕組みづくりについて研究していきます。

推進目標（取り組む内容）

地域住民に社協活動の理解を深めてもらうための座談会の開催や広報誌、ホームページを活用した継続的な啓発活動を実施していきます。また、職員が経営状況を把握するための研修会等を開催します。更に、新たな財源確保（寄付型クラウドファンディング、遺贈）に向けた調査、研究を行います。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
広報啓発活動の 推進	・ 庶務係 ・ 地域福祉係	継続実施				
職員研修会の開 催	・ 庶務係	内容 検討	実施			
新たな自主財源 確保の調査、申 請	・ 事業プロジェクト 会議	補助金や助成金の調査・申請				

アー3 福祉人材の育成・職員の確保

①職員の確保・育成・定着支援						
現状と課題						
職員の確保は、事業継続のうえで喫緊の課題となっています。現在、主にハローワークでの求人を行っています。応募状況には地域差があります。高校生への求人については、学校側から「正規職員でなければ紹介できない。」との意見があり、令和5年度以降は求人を行っていません。 職員育成については、令和3年度から動画による新規採用職員研修を実施していますが、中堅職員・管理職員に対する研修体制の構築には至っていません。介護保険事業所に関しては、後任の管理者育成のために必要な資格を計画的に取得させる必要があります。 人口減少で新たな職員の雇用は容易ではないため、ハラスメント対策の強化や働き方改革に積極的に取り組み、離職を防ぐ必要があります。						
基本方針（将来あるべき姿）						
職員状況や管理者育成のための必要資格について、職員間で情報を共有し、計画的な求人募集や資格取得支援を適宜実施することで、事業継続に必要な職員を確保します。また、相談窓口の整備や働き方の見直し、勤務評価における育成面接を通じた相互理解の醸成により、離職防止を図ります。						
推進目標（取り組む内容）						
本所・支所間で5年先の職員状況を共有し、求人募集や必要な資格取得を促進します。また、キャリア別・職種別の研修体制を構築し、職員の質の向上を目指すとともに働きやすい環境をつくります。						
実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画的な求人、資格取得支援	・庶務係 ・各支所	実施				
キャリア別・職種別の研修体制の整備	・事業プロジェクト会議	カリキュラム作成	実施			

アー3 福祉人材の育成・職員の確保

② 働きやすい職場づくり						
現状と課題						
職員の割合は、介護保険事業所等の事業職員が85%、事務全般を担う事務局職員が15%となっています。人材不足が顕在化していきっていることから、働きやすい職場環境の整備は急務です。 働き方改革推進支援センターと連携し、令和4年度からハラスメント対策研修を実施しています。今後も継続的な研修等により、ハラスメント防止に対する職員の意識向上が必要です。 また、職員のメンタルヘルスを保つためには、長時間労働の常態化を防止する取り組みが必要です。特に直接的なサービスの提供業務については、業務の見える化に至っておらず、効率的・効果的な業務の遂行に向けたマニュアルの作成や、ICTの活用等が課題となっています。						
基本方針（将来あるべき姿）						
ハラスメント防止の体制整備を継続して行います。長時間労働の常態化を防止し、育児休業や介護休業取得の推進、年次有給休暇を取得しやすい職場風土を育てることで、ワークライフバランスの充実を図ります。						
推進目標（取り組む内容）						
管理者向け・一般職員向けのハラスメント対策研修を継続的に実施します。また、本所・支所間および支所内での情報共有を促進することにより、ハラスメントの防止・早期発見に取り組みます。 マニュアルの作成やICT活用の研究等により、業務の標準化と円滑な引継ぎができるよう工夫し、業務の属人化を防止します。管理者が職員の個々の状況に合わせ休業制度の取得を促します。						
実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
ハラスメント対策研修	・庶務係 ・各支所					
		継続実施				
業務の見える化・ICT活用の整備	・事業プロジェクト会議					
		実施				

ア-4 広報活動

①広報活動の強化（マスメディアの活用、社協だより、ホームページ等）						
現状と課題						
地域福祉事業や活動状況を発信するため、マスメディアへの情報提供や社協だよりの発行（本所：年5回、支所：年2～4回）、ホームページを活用し、広報活動を実施していますが、まだまだ地域住民に広く伝わっておらず、実施主体が社協であると理解されていないことが多いため、より積極的な広報活動が必要です。また、現在の広報活動を通じた社協の認知度は、関わりがある一部に限られているため、「福祉」にふれるきっかけづくりにつながるような広報活動の創意工夫が必要です。						
基本方針（将来あるべき姿）						
積極的な広報活動を行い、必要な情報を地域住民や関係団体に届けます。特に、若年層や子育て世代などへの情報発信を意識し、認知度の向上を図ります。						
推進目標（取り組む内容）						
マスメディア（報道機関やみつばちラジオ）への情報提供を積極的に行い、タイムリーな情報を発信します。また、FacebookやInstagram、X（旧ツイッター）など、新たな媒体の活用について検討します。 更に、事業で関わる様々な団体と協働で情報発信を行うなど、地域福祉事業を周知できる方法を検討します。						
実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
マスメディアへの積極的な情報提供	・全課 ・各支所	実施				
新たな媒体・周知方法について検討	・事業プロジェクト会議	検討	実施			
既存の広報活動の見直し	・事業プロジェクト会議	検討	実施			

アー4 広報活動

②あまくさ福祉まつり

現状と課題

あまくさ福祉まつりは、地域住民に「福祉」について考えてもらうきっかけづくり、「社協」の活動内容を広く知ってもらうことを目的に毎年開催しています。内容としては、講演会や作品展の表彰、ボランティア体験や福祉団体等による作品の展示販売、災害時の炊き出し訓練等を行っております。

地域住民をはじめ、行政区長、民生委員・児童委員等の福祉関係者や保健・医療・教育関係者等、約700人超の参加をいただいております。

開催時期が毎年各町の行事と重なる時期であるため、開催時期を含めた地域住民が参加しやすい体制整備が必要だと思われます。また、「福祉」「社協」が地域住民の皆さんの身近な存在であることを知ってもらうような工夫が必要になってきます。

基本方針（将来あるべき姿）

「福祉」について考えてもらうためには、大勢の市民に参加してもらうことが必要で、開催時期を含めた内容などの検討を行っていきます。また、参加された住民が「社協」の応援団になってもらうための工夫の検討を行っていきます。

推進目標（取り組む内容）

多くの住民に参加してもらうために、開催時期を含めた内容などの検討会議の開催を行っていきます。また、従来の広報の他に新たな広報手段（インスタグラム、Facebook等）の活用方法について調査研究を進めていきます。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
実施に向けた検討会議の開催	・事業プロジェクト会議	会議の開催				
新たな周知方法の検討	・事業プロジェクト会議	検討	実施			

イ) 地域福祉活動推進部門

イー１ 個別支援と地域づくりの一体的な展開

①重層的支援体制整備事業の充実・多機関協働の取り組み・アウトリーチ等 通じた継続的支援の取り組み・他

現状と課題

重層的支援体制整備事業は天草市の受託事業であり、令和４年度からの移行準備期間を経て、令和７年度から本格実施となっている事業で、移行準備期間から計１８件のケースに取り組んでいます。

地域住民の抱える生活課題は、複雑、多様、複合化してきており、単独での問題解決が非常に難しい状況にあります。また、制度の狭間で苦しんでいるケースへの対応にも苦慮している状況にあります。

基本方針（将来あるべき姿）

問題ケースを把握した時点で、単独での問題解決が非常に困難な状況の時には、多機関との連携を行いながら解決に向けた課題の整理、役割分担などを明確にしていき、寄り添った相談支援を行っていきます。

推進目標（取り組む内容）

制度の周知を行うことで、地域住民の困りごとの把握を行い、多機関との協力が必要な場合は、速やかに重層的支援会議を開催します。また、多機関連携についても、日頃からの関係性を円滑に保ちながら強化を図っていき、相談支援体制の構築を行っていきます。更に、ネットワーク協力事業所や地域の関係機関・団体との連携を行い、ネットワーク強化を推進していきます。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
制度の周知及び相談受付機能の強化	・ 地域福祉係	把握	継続実施			
多機関連携の強化	・ 地域福祉係	継続実施				
職員の資質向上のための研修会の開催	・ 庶務 ・ 地域福祉係	検討	実施			

イー2 ボランティア活動の推進

①天草市ボランティア・地域住民活動支援センターの運営

現状と課題

天草市ボランティアセンターの登録人員は、個人41人、団体57団体（764人）となっており、減少傾向にあります。これは、個人、団体の登録者が高齢化してきており、新たな登録や役職交代等が難しい状況です。

最近では、ボランティアセンターに登録しなくても、仲間内で独自の活動を行える環境も整備されています。

基本方針（将来あるべき姿）

ボランティア活動の活性化に向けて、相談窓口の強化や既存ボランティア団体等との連携を図りながら、新規登録者獲得に向けた研修会などの開催を行っていきます。また、若年層に興味関心を持ってもらうような広報誌などの発行、SNSなどの情報発信の在り方について検討を行っていきます。

推進目標（取り組む内容）

新たな地域ニーズの把握を行いながら、活動を担う人材の育成（わがまちサポーター、介護支援ボランティア等）を行っていきます。また、小学校・中学校・高校への情報の発信などを積極的行っていきます。更に、ボランティア研修会も内容を検討して開催していきます。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
活動を担う人材の育成	・地域福祉係 ・各支所	継続実施				
小学校・中学校・高校への情報発信の実施	・地域福祉係 ・各支所	内容検討	実施			
研修会の開催	・地域福祉係	内容検討	継続実施			

具体的な取り組み

事業等の名称	事業等の概要
ボランティア・市民活動支援センターの充実	ボランティアを始めようとする人や興味のある人を対象に、ボランティア養成講座を開催することで、ボランティアへの意識の向上と参加促進を図ります。
ボランティア研修会	実際にボランティア活動をされている方を講師としてお招きし、講話等を通してボランティア活動の活性化及びボランティア相互の交流と親睦を図ることを目的に実施します。
ボランティア情報の発信	ボランティア活動の普及と啓発を目的に、情報誌やSNS（Facebook、インスタグラム等）により、情報を発信します。

目標・指標

目標・指標	現状値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
ボランティア登録人数	805人	810人	820人	830人	840人	850人
ボランティア登録団体数	57団体	58団体	59団体	60団体	61団体	62団体

イー3 福祉教育の推進

① 福祉副読本の活用

現状と課題

福祉副読本は、平成 10 年度に旧牛深市社協が制作発行したのが始まりで、令和 5 年 11 月に天草市社協が再編集を行い発刊し、天草市全小学校 4, 5, 6 年生全員に配布を行っております。令和 7 年度からは、紙媒体の配布と併せてデータ配布も行っています。

福祉副読本の活用については、各小学校に一任しており、どの程度活用しているのか把握できていない状況です。

基本方針（将来あるべき姿）

将来を担う児童生徒に福祉について関心を持ってもらうため、各学校の福祉副読本の活用状況などの把握を行っていきます。また、総合的な学習の時間にて活用してもらうための方策の検討を行っていきます。

推進目標（取り組む内容）

各学校の福祉副読本の活用状況の把握を行い、多くの学校で活用してもらうよう推進していきます。また、活用方法については各学校と協議を行っていきます。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
福祉副読本の活用方法の把握	・地域福祉係 ・各支所	把握	実施			
活用に向けた取り組みの検討	・地域福祉係	検討	実施			
福祉副読本の更新に向けた検討	・地域福祉係	更新			更新	

具体的な取り組み

事業等の名称	事業等の概要
子ども民生委員の委嘱・活動支援	市内すべての小学校の児童を対象に「子ども民生委員」を委嘱し、地域社会の一員として自覚と思いやりの心を育て、地域のつながりの大切さを学ぶことで、自ら進んで行動できる子どもを育てることを目的に実施します。
ボランティア（福祉）体験事業	高齢者の疑似体験や車いす体験、福祉講話等を通して、高齢者福祉や障がい者福祉に対する理解を深めることを目的に実施します。

目標・指標

目標・指標	現状値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
子ども民生委員の活動回数	37回	40回	40回	40回	40回	40回
ボランティア（福祉）体験事業の実施回数	22回	25回	25回	25回	25回	25回

イー4 大規模災害と防災への対応

①災害ボランティア養成講座の実施

現状と課題

社協では年に1回程度各支所において、災害ボランティア養成講座を開催しています。実施については、各地区からの要請、または、社協から直接各地区に依頼を行い実施する方法も見受けられます。内容は、炊き出し訓練がメインで防災講話や災害ボランティアセンターの運営状況の説明などを多岐に渡っています。

地区の一斉避難訓練時にての開催が多いため、本来の災害ボランティアとしての必要な知識と技術習得には至っていない状況です。

基本方針（将来あるべき姿）

災害は「いつ、どこで、誰にでも」起こりうることから、平常時から災害に対する知識や技術を習得する機会を設けていきます。また、防災や減災の意識向上を図り、災害に備える取り組みを行っていきます。

推進目標（取り組む内容）

災害ボランティア養成講座を年1回以上開催することで、基本的な知識と技術習得を図っていきます。また、職員の資質の向上として、防災や減災に関する知識や技術習得を行うことで、災害時に積極的に行動できる人材の育成を図っていきます。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
全支所統一した講座内容の 実施	・ 地域福祉係	内容 検討	実施			
研修会への参加	・ 地域福祉係	実施				

イー4 大規模災害と防災への対応

② 災害支援ネットワークの連携強化

現状と課題

社協では令和7年8月の豪雨災害を受けて、災害ボランティアセンターの設置を行い、189件の作業依頼を受け、延べ1,600人を超えるボランティアの皆様にご支援いただきました。現在7市町の社協（島原市、南島原市、長島町、上天草市、天草市、苓北町、益城町）のほか、市内の青年会議所やライオンズクラブなど13団体と災害時相互応援協定を締結し協力体制を構築しています。令和6年10月には、災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、13団体161人の方々に参加いただき、役割や運営について確認を行っております。

平常時から各社協及び民生委員児童委員協議会などの関係団体との連携を図りながら、災害発生時に派遣要請があれば速やかに対応できるような体制整備の構築の検討が必要になってきています。

基本方針（将来あるべき姿）

大規模災害発生時における災害ボランティアの迅速かつ効率的な運営に関しては、必要事項を定め、災害ボランティアによる復旧、復興活動がスムーズに行われるような体制整備を行っていきます。

推進目標（取り組む内容）

災害ボランティアセンターの円滑な運営と迅速な被災者支援を行うため、協定を締結している団体などと、定期的な研修及び訓練の実施を行い、連携強化を図っていきます。また、締結団体以外の新たな分野の関係団体等との締結について検討していきます。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
定期的な研修会や訓練の開催	・地域福祉係					
		実施				
新たな分野との締結に向けた調査研究	・地域福祉係					
		調査研究				

イー5 住民主体による福祉活動の推進

①ふれあいいきいきサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進						
現状と課題						
サロン事業は現在188箇所で実施され、延べ36,009人が利用し、地域の高齢者の居場所として介護予防や閉じこもり防止に一定の効果を上げています。しかし、多くのサロンが高齢者のみを対象としており、子どもや子育て世代など多様な住民が参加できる居場所づくりには十分に至っていません。さらに、地域の高齢化や世話役となるリーダーの担い手不足により、廃止や休止となるサロンも見受けられます。 また、認知症の人や家族が安心して交流できるオレンジカフェ、運動を通じた通いの場、子ども食堂など、サロン以外の居場所づくりや見守り活動も地域で広がりつつありますが、住民・他団体との協働を促進していくことが今後の課題となっています。						
基本方針（将来あるべき姿）						
地域の高齢者や子ども、子育て中の親子などが気軽に集える居場所としての役割を担いながら、生きがいづくり、健康づくり、介護予防、認知症支援、子育て支援、食支援などに幅広く貢献できる活動を展開していきます。サロン事業の充実に加え、多様な居場所づくりを推進し、地域全体で住民同士が支え合う仕組みを構築していきます。						
推進目標（取り組む内容）						
地域活動推進のチラシをシニア世代向け（企業等の退職者、民生委員・区長退任者等）に作成し、シニア世代が地域活動をスタートするきっかけづくりをします。また、サロンリーダー研修会にリーダー以外の複数人の参加を推進し、負担を分散することで、継続支援を図ります。さらに、対象者を限定しない新たな形のサロンについて調査研究を行い、サロン以外の居場所づくりや見守り活動についても検討し、地域に定着させていきます。						
実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
シニア世代向けチラシの作成・配布	・地域福祉係 ・各支所	作成・配布				
担い手の把握と居場所づくり・継続（オレンジカフェ、通いの場、子ども食堂等）の推進	・地域福祉係 ・事業プロジェクト会議	実施				

具体的な取り組み

事業等の名称	事業等の概要
ふれあいいきいきサロン活動支援事業	高齢者の生きがいづくり、健康づくり、介護予防、さらには住民同士のつながりの強化を目的に実施します。
オレンジカフェ	認知症の方やそのご家族、地域住民が気軽に集える場所として、各地域にオレンジカフェを設置しています。閉じこもりの防止や認知症に関する悩みごとの相談等お互いに情報交換をする場にもなっています。

目標・指標

目標・指標	現状値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
ふれあいいきいきサロンの設置数	188ヶ所	190ヶ所	190ヶ所	190ヶ所	190ヶ所	190ヶ所
ふれあいいきいきサロンの実施回数	4,191回	4,200回	4,200回	4,200回	4,200回	4,200回
オレンジカフェの設置数	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所
オレンジカフェの実施回数	136回	132回	132回	132回	132回	132回

ウ) 相談支援・権利擁護部門

ウー１ 相談支援機能の充実

① 相談しやすい相談窓口の整備と関係機関との連携

現状と課題

現在、各支所に相談窓口を設置し、地域福祉権利擁護事業や法人後見制度利用支援など幅広い相談に対応できる体制を整えています。地域住民や関係機関からの相談には、支所職員が一貫して対応し、地域福祉権利擁護事業から成年後見事業への円滑な移行も可能です。

しかし、金融機関においては地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の内容が十分に浸透していない面もあり、こちらから積極的に周知・啓発を進めることで理解を深め、連携につなげていく必要があります。

一方で、本市では人口減少や、少子高齢化の進行により、一人暮らしの高齢者や、遠方に親族が住んでいるため家族の支援が難しい世帯が増えています。

現在、2名体制の事務局が8支所となっており、不在時には電話の転送や介護保険事業所の職員が対応している状況です。

また、人口減少や担い手不足により社会資源が限られる中、相談窓口の役割は今後さらに重要になるため、関係機関との連携強化が求められます。

基本方針（将来あるべき姿）

市民や親族、関係機関が気軽に相談でき、必要な支援を身近な場所で継続的に受けられるよう、地域に応じた相談支援体制を整備します。

推進目標（取り組む内容）

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知・啓発を継続します。あわせて、住民が困らないよう、支所の相談体制を検討し、迅速かつ的確な支援が行えるよう体制づくりを進めます。限られた資源の中でも関係機関と連携し、支援体制の維持・強化を図ります。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
住民等への権利擁護に向けた周知啓発	・生活支援係 ・各支所	実施				
不在時対応の改善（相談予約制の導入等）	・生活支援係 ・各支所	実施				
金融機関に事業や制度の普及啓発	・生活支援係 ・各支所	実施				

ウー２ 権利擁護支援の体制整備

① 天草市成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に関する事業

現状と課題

天草市から、あまくさ成年後見センターが中核機関として、「法人後見支援事業及び制度利用促進」、「権利擁護人材育成事業」を受託し、広報啓発や関係機関との連携、研修会の開催などを行っています。しかし、市民や関係機関、専門職の制度理解には差があり、適切な時期に必要な支援につなぐりにくいといった課題があります。

市民後見人の養成講座により新たな担い手は誕生しましたが、法人後見団体や市民後見人の拡充には至っていません。今後の制度改正や利用者の増加を見据え、相談支援機能の充実と担い手確保に向けた取り組みを、課題の明確化と方向性の協議を通じて計画的に進める必要があります。

基本方針（将来あるべき姿）

天草市成年後見制度利用促進協議会で報告・検討しながら、制度利用が必要な人が適切な時期に支援を受けられるよう相談支援機能を強化し、早期の制度利用を推進すると同時に制度改正等を見据えた担い手確保に向けて取り組みます。

推進目標（取り組む内容）

制度の理解と利用促進のために、成年後見制度等の周知・啓発を継続します。裁判所や弁護士など関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、天草市担当課との事業協議を通じて円滑な運営を推進します。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
制度の普及啓発活動、利用促進に関する研修会等の開催	・生活支援係	実施				
裁判所や弁護士等と制度の運用課題や事例を共有	・生活支援係	実施				
天草市担当課との委託事業内容及び方向性の協議	・生活支援係	実施				

具体的な取り組み

事業等の名称	事業等の概要
法人後見支援事業の推進	中核機関担当職員を中心に成年後見制度の普及啓発に関する取り組み、利用促進研修会や意思決定支援研修会、成年後見制度研修会等を企画し、制度の利用促進を図ります。
権利擁護人材育成事業の推進	市民後見人養成講座（基礎編・実践編）を開催し、市民後見人・後見支援員・生活支援員等の権利擁護人材を養成します。また、市民後見人等へ活動のサポートを行います。
事務担当職員会議	あまくさ成年後見センターの情報共有を図ると共に、担当職員の相談援助スキルの向上を目的とした会議・研修会を実施します。

目標・指標

目標・指標	現状値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
法人後見受任件数	37件	40件	40件	40件	40件	40件
中核機関相談対応件数	163件	173件	183件	193件	203件	213件
ケース会議開催数	6回	12回	12回	12回	12回	12回
市民後見人養成講座（実践編）参加者数	19人	20人	20人	20人	20人	20人
市民後見人の登録	1人	2人	3人	4人	5人	6人
成年後見制度利用者数	129人	132人	135人	138人	141人	144人

ウー2 権利擁護支援の体制整備

② 身寄りのない高齢者等への支援に関する「新たな事業」

現状と課題

近年、高齢者の単独世帯の増加や家族関係の希薄化等を背景に、身寄りのない高齢者が病院に入院する際や介護施設等に入所する際の支援、葬儀や納骨、家財処分等の死後事務に関する課題が顕在化しています。

国が設置した地域共生社会の在り方検討会議では、身寄りのない高齢者等への支援に関する検討が行われ、社会福祉法を改正し地域福祉権利擁護事業を拡充・発展させ、社会福祉協議会を主な実施主体とする方向性が打ち出されていますが、具体的な事業内容は現状不明で事業の範囲や財源、担い手確保などに課題もあるため、今後の動向を注視していく必要があります。

基本方針（将来あるべき姿）

天草市においても、身寄りのない高齢者等が今後増加してくることが予想され、既存事業での対応が難しくなっています。国の動向を踏まえ、天草市の現状を考慮しながら「新たな事業」についての情報収集を行います。

推進目標（取り組む内容）

高齢者支援の充実に向けて、天草市と連携し、身寄りのない高齢者等を対象とした実態把握と課題の整理に取り組みます。これにより、地域の現状を的確に捉え、必要な支援の方向性を明らかにしていきます。また、国における制度改正や新たな事業の動向を注視し、関連情報の収集を継続的に行うことで、将来的な事業展開に備えた基盤づくりを進めてまいります。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
天草市の実態把握及び課題の整理	・生活支援係	実施				
「新たな事業」の情報収集	・生活支援係	情報収集	実施			

ウ-3 地域における多機関協働の推進

①地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等のネットワーク構築

現状と課題

地域福祉権利擁護事業、金銭管理サポート事業、後見センター業務、重層的支援会議、生活相談支援センターによる支援会議などを通じて、多機関との連携は以前に比べて増加し、顔の見える関係性も少しずつ構築されてきています。

しかし、ケースに関わる相談機関やサービス事業所以外の団体とのネットワーク構築には至っておらず、福祉分野を横断した事業所間のつながりも十分ではありません。また、分野を問わず多くの相談支援機関が存在する中で、分野を超えたネットワークの構築が課題となっています。加えて、最新情報の発信が十分に行われていない点も改善すべき課題です。

基本方針（将来あるべき姿）

社協の事業を関係機関や地域住民に理解してもらい、連携しやすく、顔の見える関係性を築ける仕組みを整備します。あわせて、最新の情報を共有できる体制を構築します。

推進目標（取り組む内容）

社協の事業を広く周知するため、SNSや広報誌を活用して定期的な情報発信を行います。他地域の社協の取り組みを参考にしながら、各支所と情報を共有し、連携強化を図ります。また、分野を超えた事業所間の事例検討や研修会を通じて、多機関協働の体制づくりを推進します。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
SNS・広報誌の活用	・生活支援係	実施				
	・地域福祉係					
協力体制づくりの研修会の開催	・生活支援係	実施				
	・地域福祉係					

工) 介護・生活支援サービス部門

工ー１ 介護保険等事業の実施

① 居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、通所介護

現状と課題

高齢者等の在宅生活を支えるため、これまで支所を拠点とし地域ニーズに応じた事業展開をしてきましたが「安定的な利用者の確保」や「経営の維持」が難しい事業所も出てきている状況です。また「人材の確保」も年々困難となってきた現状もあり、支所単位での体制整備・運営にも課題が出てきています。今後も持続可能な支援体制を構築するためには、支所間の連携強化に加え、法人全体としての事業体制の見直しと人材確保策の検討が急務です。

基本方針（将来あるべき姿）

法人全体としての事業体制の見直しを進めています。これにより、在宅高齢者等に対する支援を、持続可能かつ安定的に提供できる体制の構築を目指します。

推進目標（取り組む内容）

今後の事業運営の安定化に向けて、5年後の事業体制を明確に示し、計画的な整備を進めます。あわせて、制度への理解を深め、各事業所が取得可能な加算の算定を促進します。さらに、効果的な求人方法の調査・学習を行い、広く啓発できる体制づくりに取り組むとともに、資格取得のための支援や受験しやすい環境の整備を推進します。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
5年後の事業体制を明確化と整備推進	・事業プロジェクト会議	実施				
制度等の理解促進と加算算定の推進	・生活支援係	実施				
人材確保に向けた取り組み	・生活支援係 ・各支所	実施				

エー２ 地域密着型サービスの実施

① 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、 地域密着型通所介護

現状と課題

小規模多機能型居宅介護の利用は、年々新規利用者の獲得が困難となっています。グループホームでは要介護４・５の利用者が増加しており、重度者への対応力が求められています。また、各事業所では定員に合わせた職員配置が求められますが、人口減少による働き手不足により、職員の確保が困難な状況が続いています。平均年齢５４歳と高く、雇用上限年齢の撤廃後も事業継続への不安があります。管理者には必須研修の受講が求められますが、計画的な受講が進まなければ人材確保が難しくなります。有資格者の確保や職員の育成・定着も重要な課題です。

基本方針（将来あるべき姿）

すべての人がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていける地域づくりをめざし、地域住民とともに社会資源を活用し、多様で柔軟なサービスを提供できるよう努めます。あわせて、働き手の確保・育成・定着のため、職場環境を整備し、持続可能なサービス提供をめざします。

推進目標（取り組む内容）

地域密着型サービスの施設整備と運営支援を通じて、地域ニーズに応じた柔軟なサービス提供を推進します。あわせて、管理者研修の計画的な受講を促し、将来的な人材確保につなげます。さらに、認知症に対する理解を深める地域づくりを目指し、啓発活動や職員のスキル向上に取り組みます。

実施項目	所管	８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
地域密着型サービスの施設整備と運営支援	・生活支援係	実施				
必須研修の受講	・生活支援係	実施				
認知症に理解のある地域づくり（啓発活動・職員のスキルアップ）	・生活支援係	実施				

エー3 障害者総合支援事業等の実施

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、基準該当生活介護、 児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

現状と課題

障害者総合支援法のもと、中度・重度障がい者の地域移行が進められていますが、地域での生活を支える人材が不足しており、移行が進みにくい状況です。また、軽度の方への自立支援も十分に介入できていない現状があります。

障がい者支援は、基幹相談事業所との連携が重要になりますが、相談員の方々とは連携がなかなか取れていない現状があり既存サービスの説明も必要になると思います。

基本方針（将来あるべき姿）

障がいのある方が、地域の中で安心して自分らしく暮らせるよう、必要な支援を身近な場所で継続的に受けられる体制を整備します。児童から高齢者まで、生活に応じた支援を展開し、地域全体で障がい者を支える共生社会の実現を目指します。

推進目標（取り組む内容）

障害福祉サービスの提供体制を強化し、事業所で対応可能なサービスの幅を広げることで、利用者の多様なニーズに応えられる環境づくりを進めます。あわせて、障害福祉サービスに必要な資格の取得を促進し、職員が安心して受験・取得できるよう、支援体制の整備に取り組みます。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
サービス提供体制の強化	・生活支援係	実施				
必要資格取得	・生活支援係	実施				

エー４ 地域のニーズに応じたサービスの実施

① 指定管理施設の経営

現状と課題

令和６年度末で河浦老人福祉センターと有明老人福祉センターが廃止され、現在は牛深老人福祉センター、倉岳老人福祉センター、サテライト施設うしぶかの３施設を社協が指定管理者として管理運営しています。これらの施設では、高齢者福祉の拠点として、相談支援、生きがいつくり、介護予防、レクリエーションなど、各センターの特性に応じた事業を展開しています。一方で、施設の老朽化により、修理や改修が必要な箇所も見られ、今後の対応が課題となっています。

基本方針（将来あるべき姿）

利用者のニーズに応じた柔軟な事業を展開し、地域に根ざした支援を継続していきます。あわせて、老人クラブとの連携を強化し、地域とのつながりを深めながら、誰もが安心して利用できる環境づくりを目指します。

推進目標（取り組む内容）

高齢者の相談支援や健康づくり、レクリエーションなどの活動を通じて、生きがいつくりの場としての機能を充実させ、利用者数の増加と空き時間の有効活用を図ります。あわせて、施設の安全性・快適性向上に向けた環境整備に取り組みます。さらに、老人クラブの指導・育成を通じて地域活動の活性化を推進し、地域に根ざした支援体制の強化を目指します。

実施項目	所管	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
新規事業の企画と実施	生活支援係	実施				
建物や設備の修理・改修の要望及び協議	生活支援係	実施				
老人クラブの指導育成	生活支援係	実施				

エー４ 地域のニーズに応じたサービスの実施

② 天草市移動支援事業、天草市ファミリーサポートセンター事業、 天草市家族介護者交流事業						
現状と課題						
天草市移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者を対象としており、各居宅介護事業所が担い、年間２５回（令和６年度実績）の支援を行っております。天草市ファミリーサポートセンター事業は、子育て支援の会員相互による助け合い活動として事業を実施しており、年間３８４回（令和６年度実績）の支援を行っています。天草市家族介護者交流事業は、介護者の介護負担の軽減、リフレッシュを目的に年２回各支所で実施しており、延べ３３４人（令和６年度実績）の介護者に参加いただき開催しています。 天草市の受託事業として、事業展開を図っていますが、事業の周知不足や会員等の高齢化の課題により、ニーズが発生した際、迅速な対応が困難になってきています。						
基本方針（将来あるべき姿）						
障がい者の移動支援や子育て支援、介護者支援として役割を担っていくため、制度の周知方法及び利用者の不利益にならないような体制整備を図っていきます。						
推進目標（取り組む内容）						
制度の周知方法の見直しを行うことで、制度の理解促進を図り、支援者の人材育成を計画的に行っていきます。						
実施項目	所管	８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
制度の周知方法の検討	・地域福祉係 ・生活支援係	検討	実施			
支援者の育成	・地域福祉係 ・生活支援係	検討	実施			

具体的な取り組み

事業等の名称	事業等の概要
天草市移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行います。
天草市ファミリーサポートセンター事業	協力会員と依頼会員の会員制により、共働き世帯等の子育て支援に取り組みます。また、協力会員のフォローアップ研修会等を開催し、会員の育成に取り組みます。
天草市家族介護者交流事業	要介護認定において、要介護1以上の方を在宅で介護している方を対象に、介護の悩み相談や各種情報の提供、介護者同士のつながりを築ける場を作り、温泉入浴やマッサージ、物づくり体験などでリフレッシュしていただくことを目的に実施します。

目標・指標

目標・指標	現状値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
移動支援事業 支援回数	25回	30回	30回	30回	30回	30回
ファミリーサポートセンター事業協力（両方） 会員数	35人	40人	40人	40人	40人	40人
家族介護者交流 事業参加者数	334人	340人	340人	340人	340人	340人

エー４ 地域ニーズに応じたサービスの実施

③ 墓地清掃管理サービス事業

現状と課題

ソーシャルファームの視点を踏まえ、地域住民の墓地の管理に関する不安等を解消するため事業に取り組んでおり、契約件数は２０４件で、４３９回清掃を行っています。

作業を依頼している障がい者事業所等の負担が増大してきており、新規契約を断るケースも見受けられます。

基本方針（将来あるべき姿）

墓地の管理に関する不安感は今後も予想され、契約件数が増加する可能性もあるため、協力事業所等との事業継続に向けた課題解決（価格設定等含む）について協議を行います。また、新たな事業所等との連携ができないのか検討調査を行っていきます。

推進目標（取り組む内容）

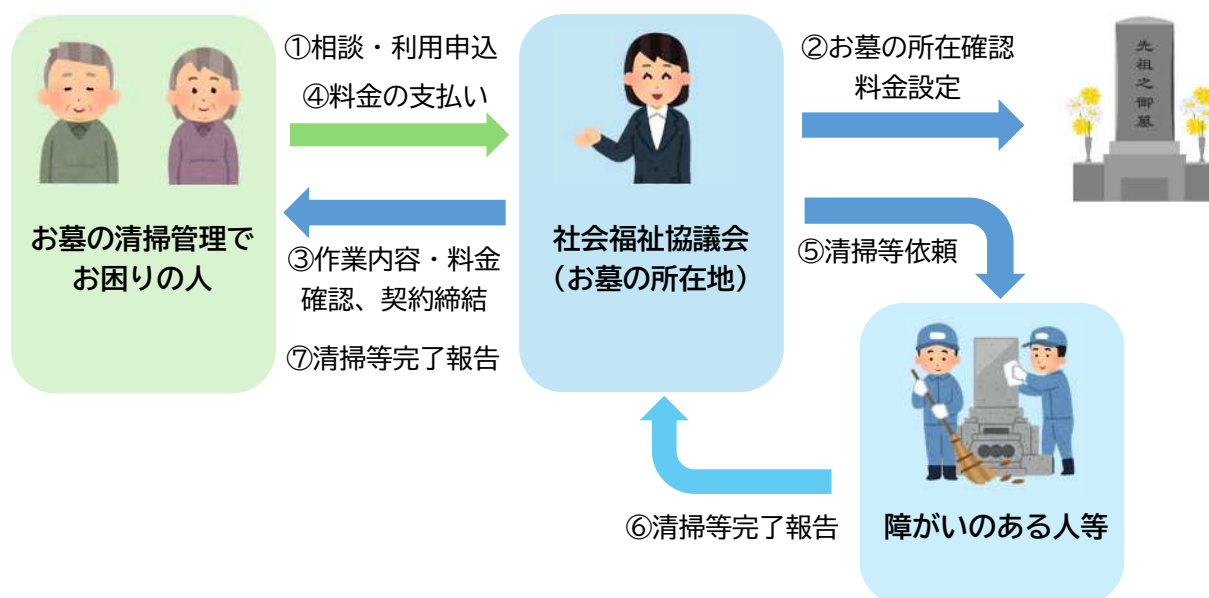
協力事業所との会議を定期的に行って課題解決を図っていきます。また、新たな事業所等との連携について検討していきます。

実施項目	所管	８年度	９年度	１０年度	１１年度	１２年度
定期的な協力事業所等との会議の開催	・ 地域福祉係	内容 検討	実施			
新たな事業所、個人等との連携に向けた研究、調査	・ 地域福祉係	調査 検討	実施			

具体的な取り組み

事業等の名称	事業等の概要
墓地清掃管理サービス事業	<基本作業> 墓地内の除草及び枯葉やゴミ等の掃除と、手作業による墓石の水拭き（高圧洗浄機等は使用しない） <利用料金> 3,500円（1基1回） ※ただし、お墓の広さや作業内容により、変動あり ※希望により供花対応（1対1,500円）

<墓地清掃管理サービス事業の仕組み>



目標・指標

目標・指標	現状値	目標値				
	R6	R8	R9	R10	R11	R12
墓地清掃回数	439回	440回	440回	440回	440回	440回

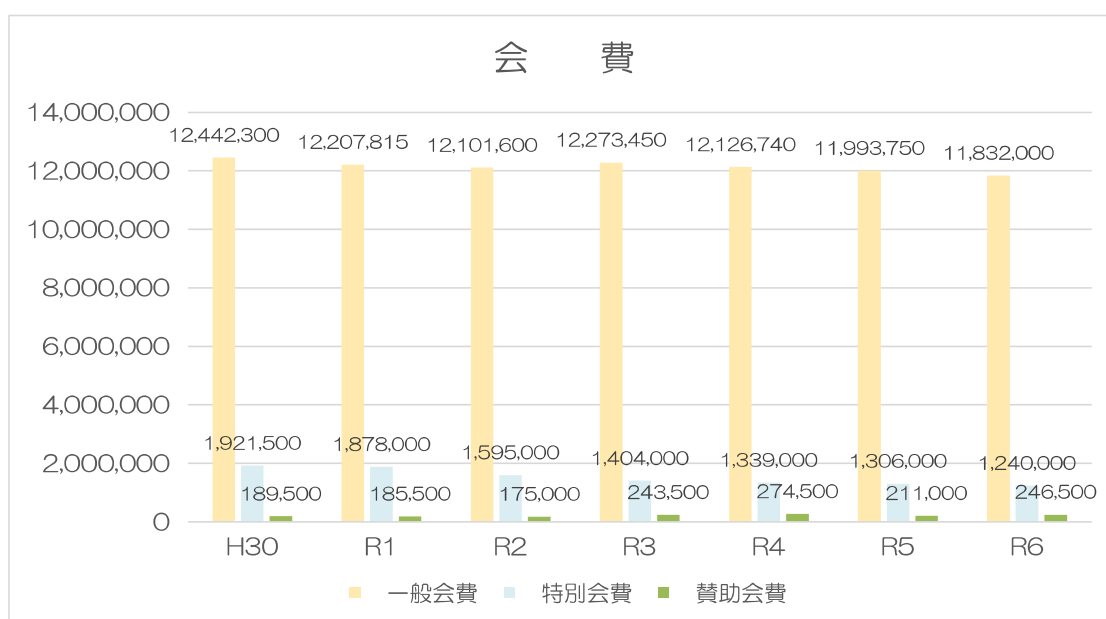
V 経営状況及び改善計画

1. 経営状況

1 会 費

会費の推移は、毎年世帯が減少し、一般会費は年々減少傾向にあります。今後も人口の減少が進み、会費の減少が考えられます。

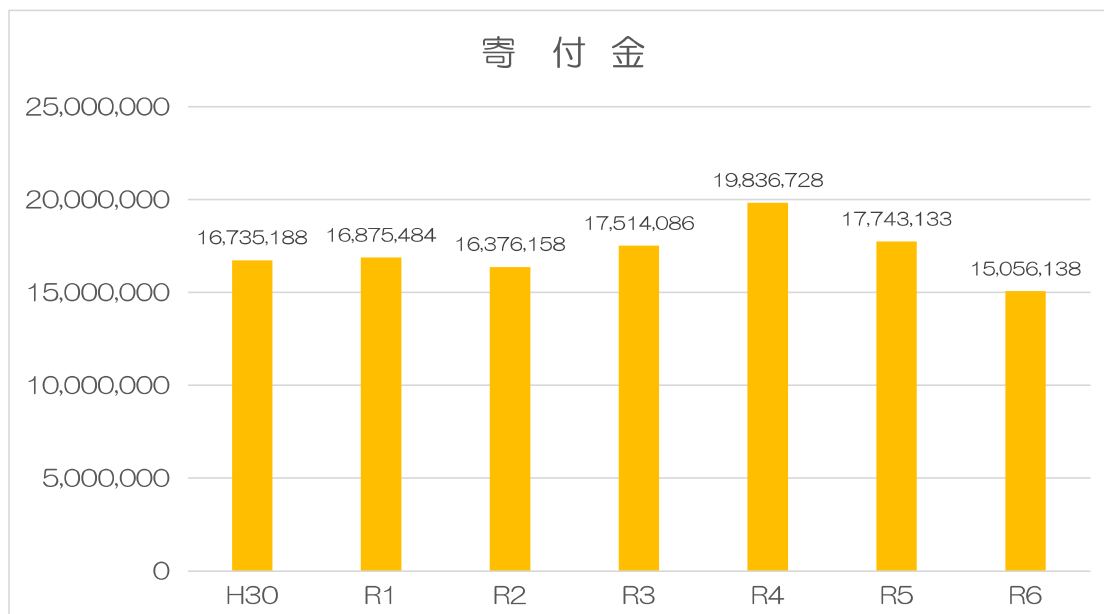
今後の対策としては、一般会費の会員から特別会員への移行、企業等に対する賛助会費の募集など新たに会員を増強する必要があります。



2 寄付金

寄付金は、年度ごとに増減はあるものの、ある一定の寄付額です。令和7年度は、税額控除に係る証明を取得し、寄付者にとってより良い税額控除を受けることが可能となりました。

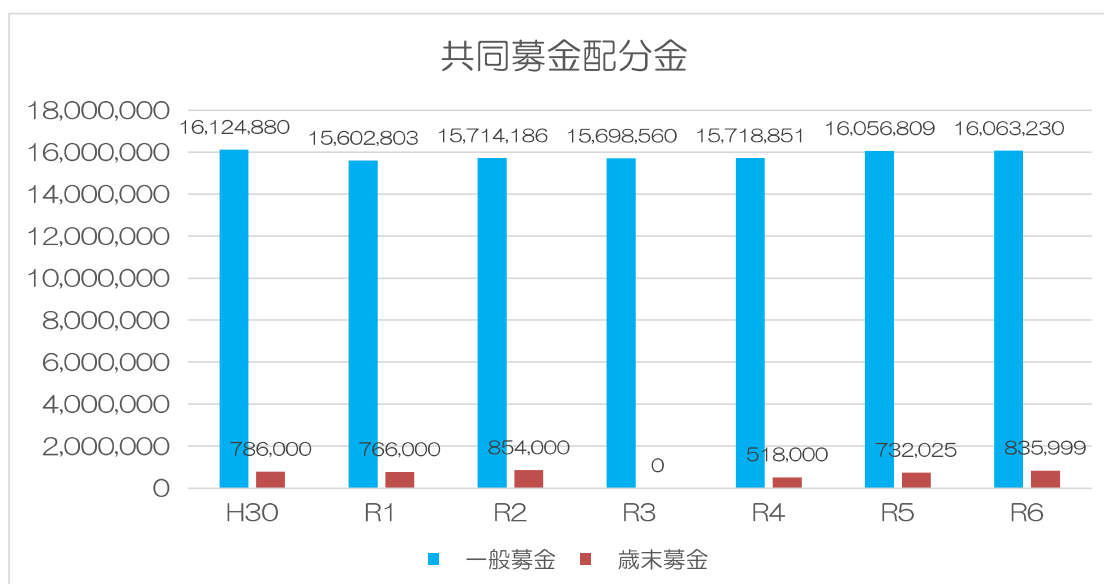
寄付金の内容については、ほぼ90%以上が香典返しの寄付となっております。寄付金に対しても継続的な使途明示をする必要があります。



3 共同募金配分金

戸別募金は、世帯の減少により年々減少していますが、イベント募金の拡充、自動販売機の設置により、横ばいの状況となっています。しかし、イベント募金や自動販売機の設置など限界があり、今後は世帯の減少に伴って減少することが予想されます。

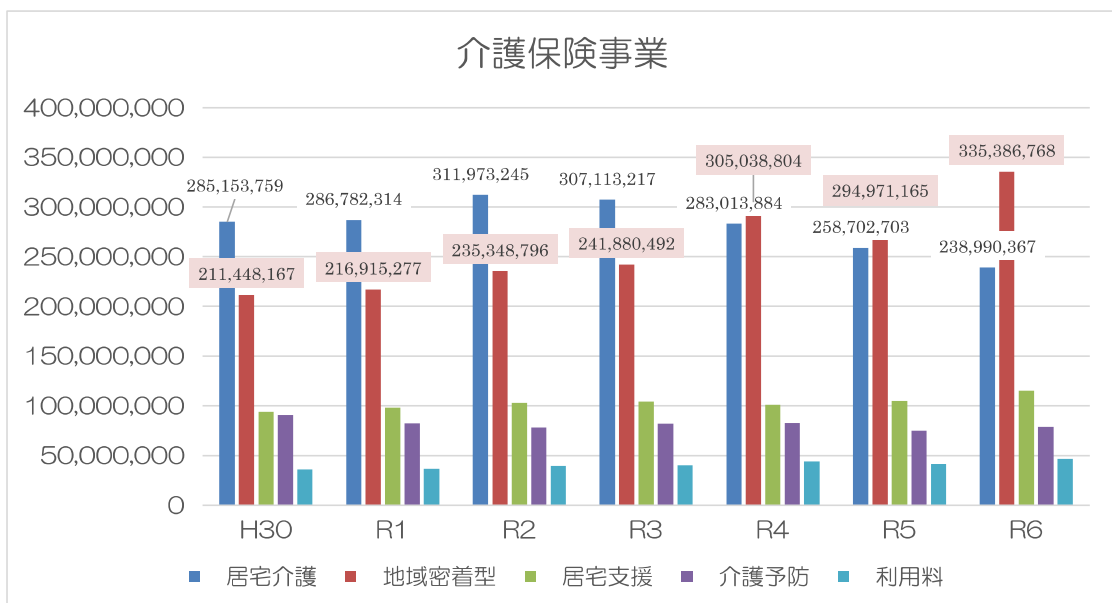
赤い羽根共同募金の募金額が減少すれば、配分額も減少し従来実施してきた事業が廃止しなければならない状況にもなってきます。



4 介護保険事業

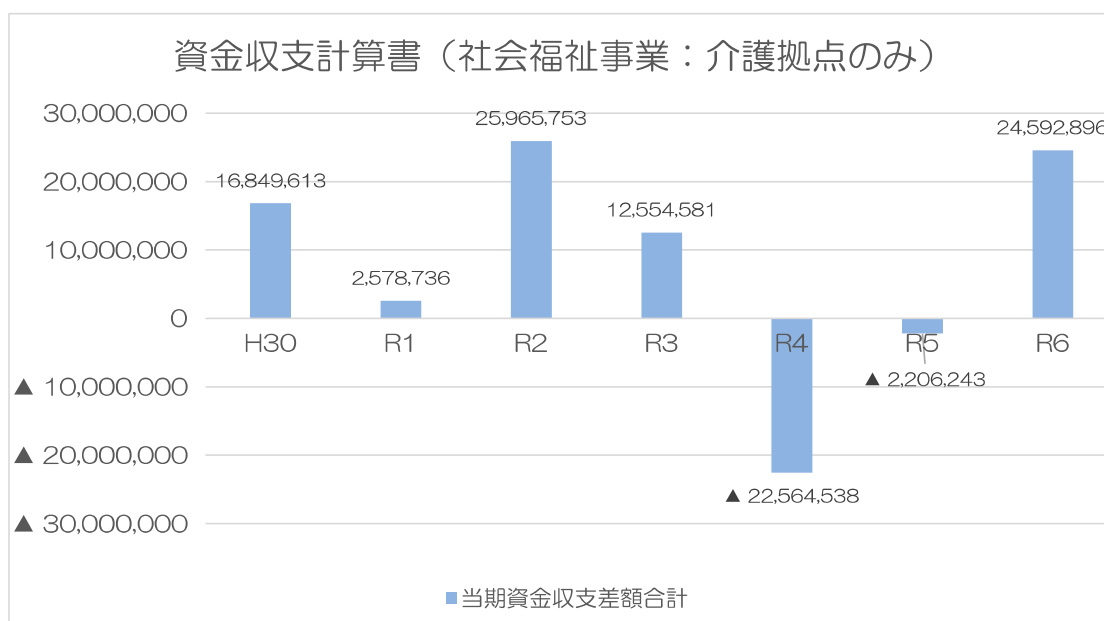
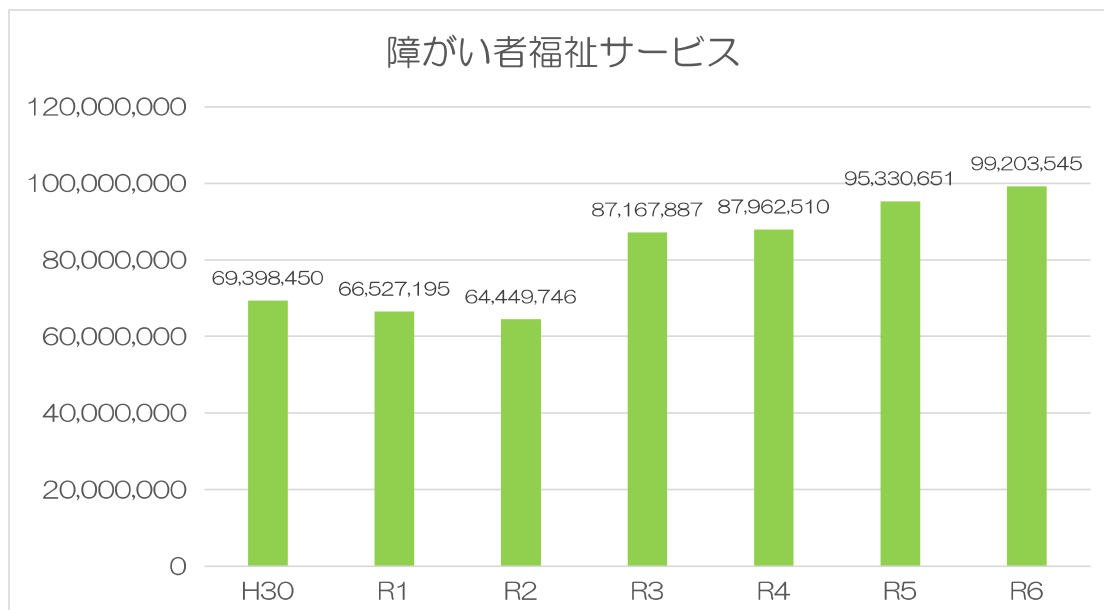
天草市社会福祉協議会の事業は、介護保険事業の収益によって地域福祉事業を展開してきました。令和2年の新型コロナウイルスの発生により、利用者が減少し大幅な収入減となり、介護保険事業の存続も危ぶまれる状況となりました。

それに加え、パート職員の社会保険加入、最低賃金の上昇及び物価高騰のあおりを受け天草市社会福祉協議会始まって以来のマイナスとなってしまいました。マイナス部分については、基金を取り崩して事業を継続していますが、事業所の統廃合を実施しても、介護報酬が支出に対して追いついていない状況です。また、介護保険事業に関する基金も底をついており、介護保険事業の安定的な事業財源を確保する必要があります。社会福祉協議会の職員一人ひとりが、経営感覚を養う必要性を強く感じています。



5 障がい者福祉サービス

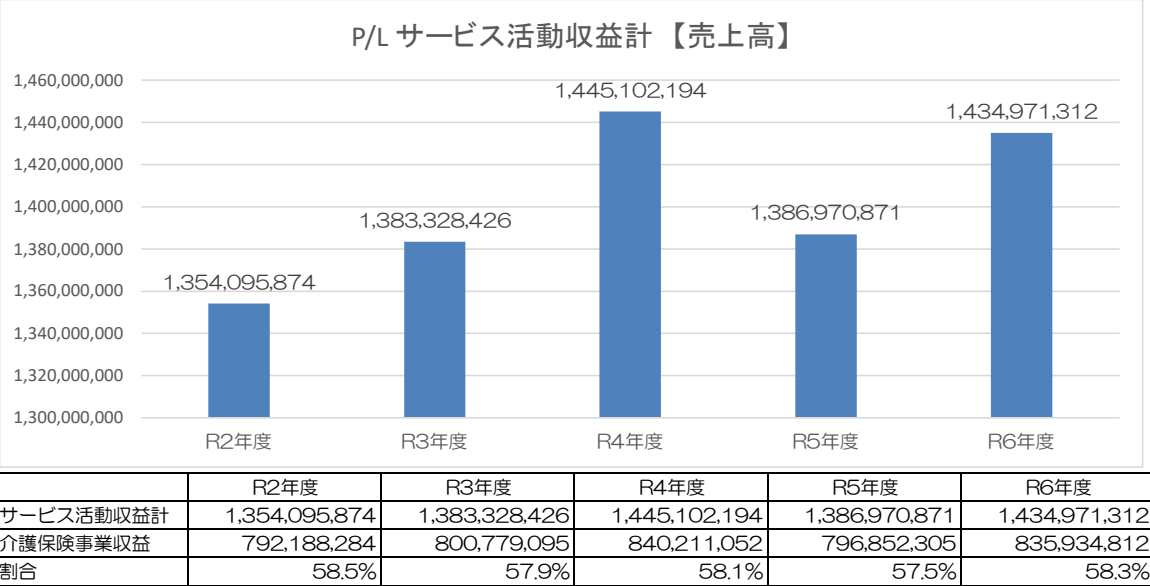
介護保険事業の収益と比較し、障がい者福祉サービスは年々増加傾向となっています。しかし、あくまでも介護保険事業が主な収入源でもあるため、障がい者福祉サービスの収入に頼ることなく、事業を展開していかなければなりません。障がい福祉の充実のためにもサービスの質を向上させ、障がいをお持ちの方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な方に必要なサービスを提供していけるよう今後も努力を続けてまいります。



決算数値				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
貸借対照表	流動資産			384,363,331	365,049,141	382,517,374	340,050,279	380,720,676	
		現金預金			118,012,110	141,971,794	99,595,991	113,503,319	98,802,069
	固定資産			865,436,879	857,646,484	838,451,957	745,988,882	679,362,793	
	流動負債			138,143,668	104,532,544	151,606,958	121,184,320	134,966,961	
	固定負債			342,436,849	352,702,378	332,849,223	333,620,826	332,180,599	
	純資産の部合計			769,219,693	765,460,703	736,513,150	631,234,015	592,935,909	
法人単位事業活動計算書	サービス活動増減の部	収益	会費収益	13,871,600	13,920,950	13,740,240	13,510,750	13,318,500	
			寄付金収益	16,376,158	17,514,086	19,836,728	17,743,133	15,056,138	
			経常経費補助金収益	196,515,831	184,994,541	178,357,510	171,889,194	180,137,549	
			受託金収益	231,964,806	249,569,119	263,017,685	263,698,560	261,895,904	
			事業収益	18,582,520	21,838,210	19,897,710	22,463,300	18,668,609	
			介護保険事業収益	792,188,284	800,779,095	840,211,052	796,852,305	835,934,812	
			障害福祉サービス等事業収益	64,449,746	87,167,887	87,962,510	95,330,651	99,203,545	
			その他の収益	20,146,929	7,544,538	22,078,759	5,482,978	10,756,255	
		サービス活動収益計(1)	1,354,095,874	1,383,328,426	1,445,102,194	1,386,970,871	1,434,971,312		
		費用	人件費	1,082,151,520	1,088,226,005	1,197,138,796	1,192,006,736	1,198,900,235	
			事業費	209,890,533	222,226,087	232,540,380	228,855,809	236,752,847	
			事務費	27,334,263	29,491,543	30,732,672	27,022,407	21,665,526	
			助成金費用	11,610,585	10,772,955	11,325,295	11,650,145	11,203,485	
			基金組入額	6,742,216	6,476,091	7,136,781	7,294,091	7,435,603	
			減価償却費	26,347,416	26,384,852	27,130,796	27,228,521	26,972,729	
			国庫補助金等特別積立金取崩額	-6,561,412	-6,839,366	-6,733,632	-6,933,130	-6,875,671	
			その他の費用	24,310	96,180	0	103,720	215,899	
		サービス活動費用計(2)	1,357,539,431	1,376,834,347	1,499,271,088	1,487,228,299	1,496,270,653		
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			-3,443,557	6,494,079	-54,168,894	-100,257,428	-61,299,341
	サービス活動外増減の部	収益	サービス活動外収益計(4)	40,354	28,426	9,452	9,782	72,884	
		費用	サービス活動外費用計(5)	262,546	514,297	354,687	134,866	431,813	
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			-222,192	-485,871	-345,235	-125,084	-358,929
	経常増減差額(7)=(3)+(6)			-3,665,749	6,008,208	-54,514,129	-100,382,512	-61,658,270	
	特別増減の部	収益	特別収益計(8)	8,108,500	2,419,000	4,128,440	250,000	2,718,675	
		費用	特別費用計(9)	12,152,592	-3,860,646	3,377,745	75,268	2,158,548	
		特別増減差額(10)=(8)-(9)			-4,044,092	6,279,646	750,695	174,732	560,127
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			-7,709,841	12,287,854	-53,763,434	-100,207,780	-61,098,143	
	繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)			351,424,385	360,116,614	367,083,075	329,541,724	299,188,505
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			343,714,544	372,404,468	313,319,641	229,333,944	238,090,362
		基本金取崩額(14)			0	0	0	0	0
		基金取崩額(15)			16,402,070	6,700,865	16,228,513	1,861,775	27,690,708
		その他の積立金取崩額(16)			0	0	0	0	0
		その他の積立金積立額(17)			0	12,022,258	6,430	-67,992,786	-48,342,464
	(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)			360,116,614	367,083,075	329,541,724	299,188,505	314,123,534	
財務分析の計算結果									
債務指標	収益性		サービス活動増減差額率(%)	-0.25%	0.47%	-3.75%	-7.23%	-4.27%	
			経常増減差額率(%)	-0.27%	0.43%	-3.77%	-7.24%	-4.30%	
	安定性 持続性	短期安定性	流動比率(%)	278.23%	349.22%	252.31%	280.61%	282.08%	
		長期持続性	固定長期適合率(%)	77.85%	76.70%	78.41%	77.32%	73.44%	
		資金繰り	現預金回転期間(か月)	1.0か月	1.2か月	0.8か月	1.0か月	0.8か月	
	合理性	費用	人件費比率(%)	79.92%	78.67%	82.84%	85.94%	83.55%	
			事業費比率(%)	15.50%	16.06%	16.09%	16.50%	16.50%	
			事務費比率(%)	2.02%	2.13%	2.13%	1.95%	1.51%	
経営自立性		自己収益比率(%)	84.28%	85.36%	86.29%	86.33%	86.40%		

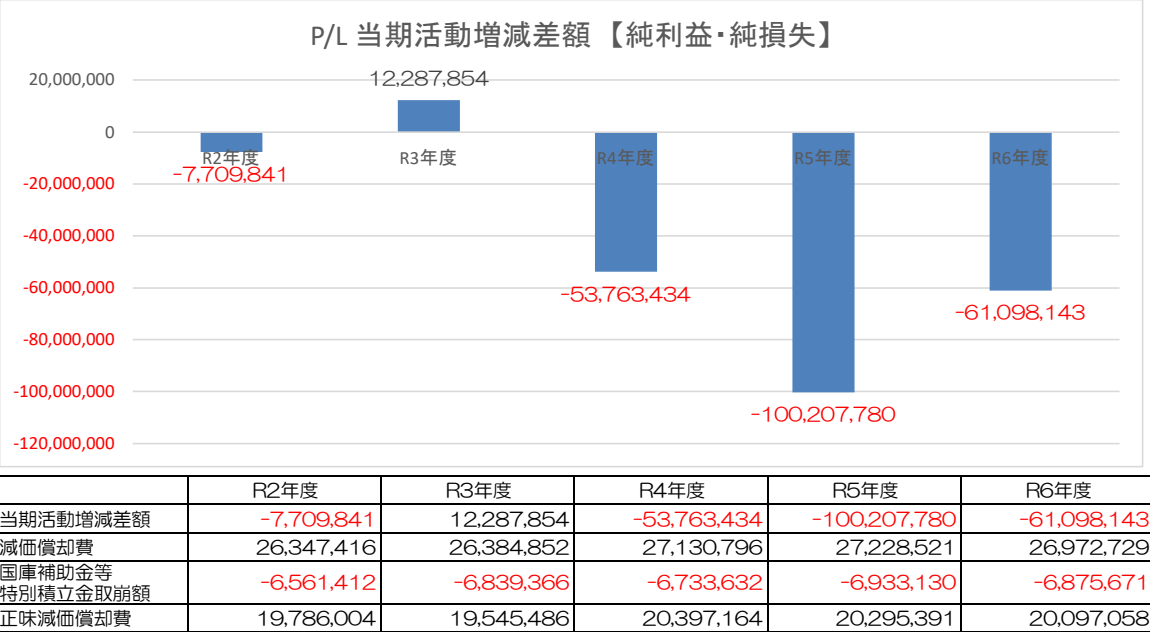
サービス活動収益

本会の収益の柱は介護保険事業であり、収益の約6割を占めていますが、高齢者人口は令和3年度以降、減少に転じました。サービス活動収益は、令和4年度に小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型通所介護事業所の経営を他の法人から引き継いだことにより増加していますが、令和5年度は利用者の減少や職員不足の影響を受け、大きな減収となりました。
令和6年度は、事業所再編や利用者増加に向けての対策を実施しました。



当期活動増減差額

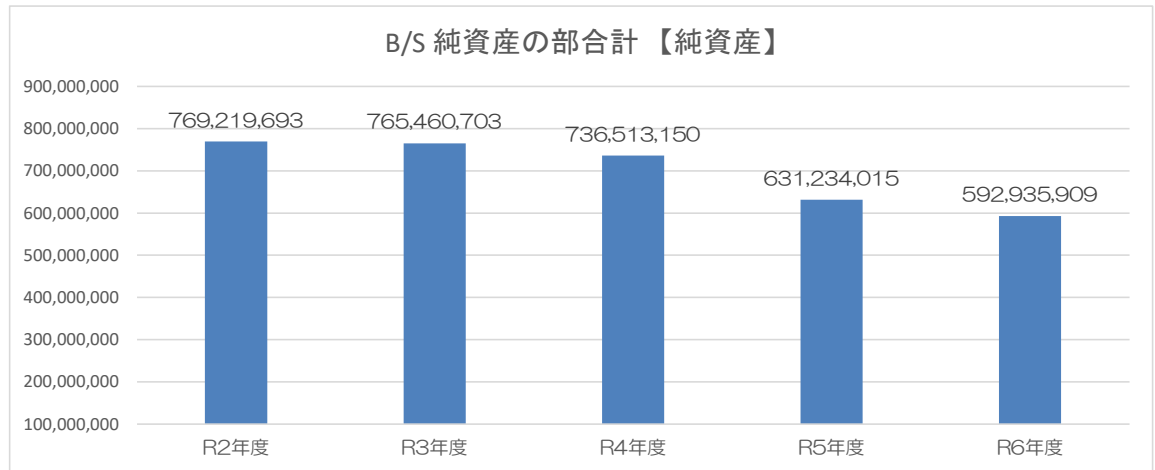
事業活動計算書の損益状況を示しており「赤字・黒字」を判断する指標です。過去5年間ににおいては令和3年度のみが黒字で、他の4年間は赤字です。
本会の正味減価償却費は約2,000万円ですので、同額程度の赤字であれば支払資金はプラスとなりますが、それ以上の赤字であればマイナスになります。



※減価償却費は、資金支出を伴わない費用

純資産

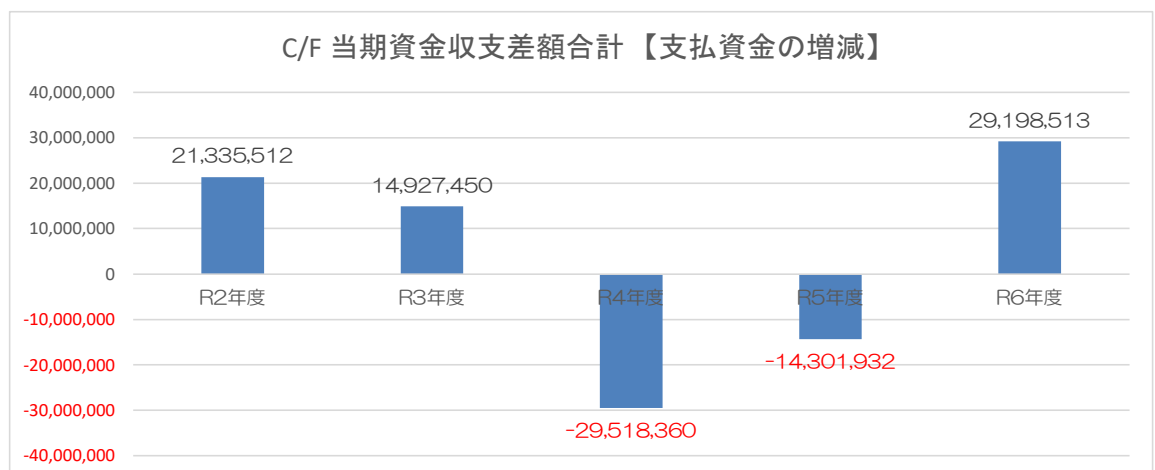
令和4年度以降、5,000万円を超える赤字が続いているため、純資産も大きく減少しています。純資産の大きな減少は事業継続性や安定性の観点から非常に望ましくありません。



	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
純資産の部合計	769,219,693	765,460,703	736,513,150	631,234,015	592,935,909
前年比	+2,724,668	-3,758,990	-28,947,553	-105,279,135	-38,298,106

当期資金収支差額

年度末に現金不足に陥ったため「介護保険事業経営安定調整基金」より、令和5年度は約6,800万円、令和6年度は約4,800万円を取り崩しました。

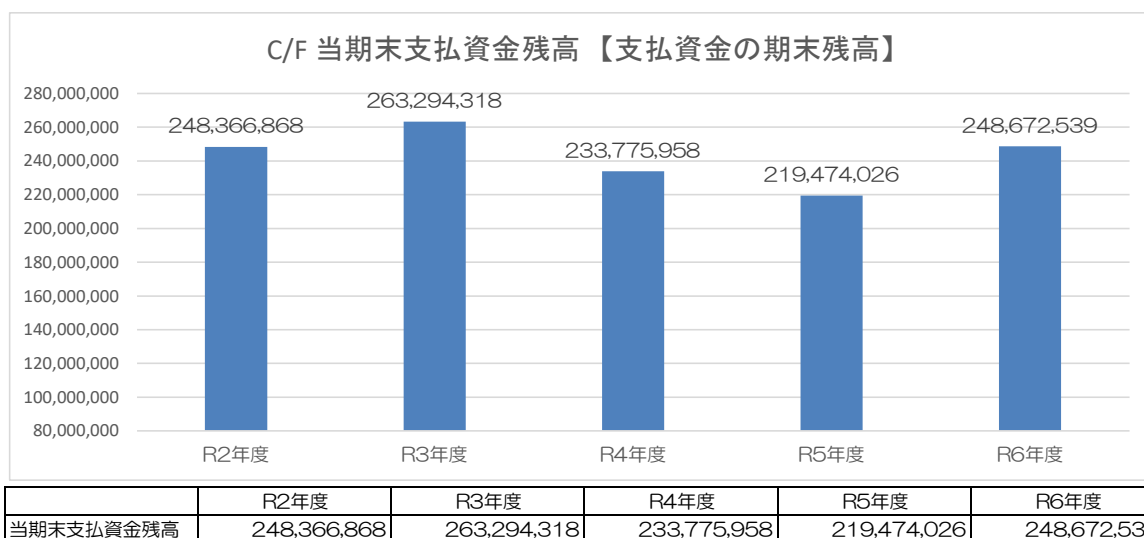


	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
当期資金収支差額合計	21,335,512	14,927,450	-29,518,360	-14,301,932	29,198,513
介護保険事業経営安定調整基金積立資産	133,770,085	133,779,015	133,781,686	65,784,900	17,438,429
前年比	+13,405	+8,930	+2,671	-67,996,786	-48,346,471
			※実質	-82,298,718	-19,147,958

当期支払資金残高

資金収支計算書の収支差額と前期末残高の合計であり、当期末の資金残高です。しかし、現金の残高ではありません。

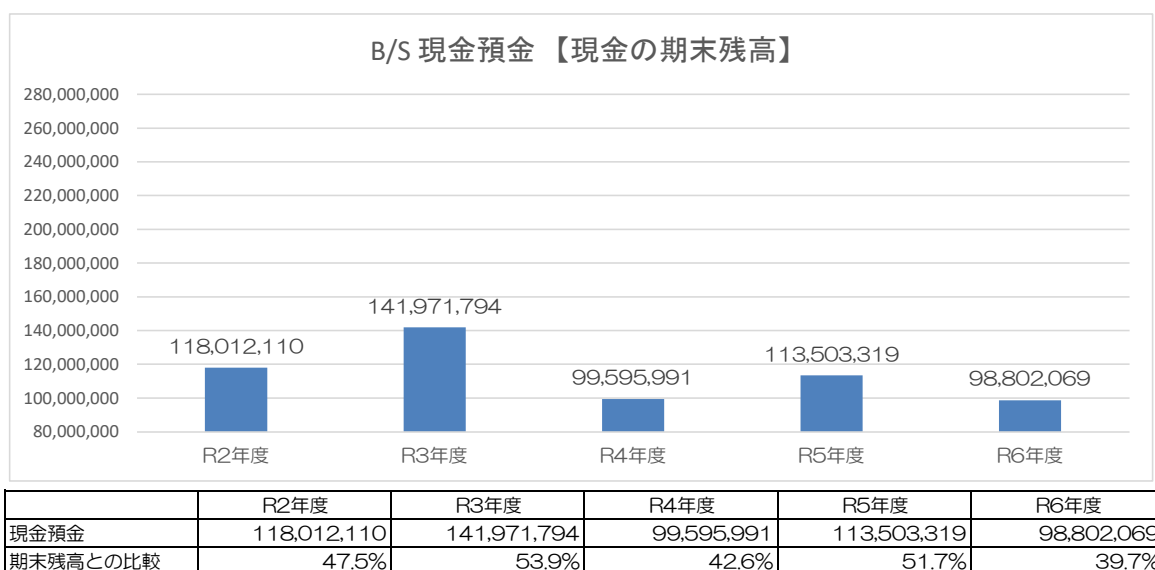
社会福祉法人の資金収支計算書は、企業のキャッシュフロー計算書と比べて資金概念が広く、未収金等が含まれています。事業未収金は主に介護保険事業によるもので、サービス提供後、現金化されるまで2カ月程度を要します。



現金預金

当期末の現金の残高であり、ひと月以内の支払いに対応できる即時支払資金です。不足する場合は、基金を取り崩して充当します。

資金収支計算書の期末残高と比較すると、現金の割合は47%程度です。毎月の給与の支払いに約6,500万円必要です。



財務分析の総括

過去 5 年間の数字を振り返ると、法人全体のお金の流れそのものは安定しているものの、毎年の運営では赤字が続くようになってきています。特にここ数年は、新型コロナウイルス感染症の発生により、介護保険等サービスの利用を控える利用者が増え、収入よりも支出が増える傾向が強まり、運営が苦しくなっている状況です。財務分析の結果として、次のことが考えられます。

一つ目は、最低賃金の上昇です。5 年間で約 20% 上昇したことで、職員の給与水準が引き上げられ、人件費の負担が大きく増加しました。また、介護報酬の改定はあったものの、報酬単位の伸びが人件費の上昇に追いつかず、結果として人件費の割合が年々高まっています。人件費率は、令和 2 年度の 79.92% から令和 6 年度は 83.55% まで上昇しています。

二つ目は、社会保険料の負担が増えたことです。週 20 時間以上勤務する職員は、社会保険加入が義務付けられ、社会保険に加入する職員が増えたこともあり、法人として支払う保険料が年々増えています。

三つ目は、物価の高騰です。電気代、ガス代、給食費及び燃料代などが大きく上がり、日々の運営に必要な費用が増えています。さらに、建物や設備の老朽化が進んでおり、修繕費も増え続けています。今後も修繕が必要な箇所が増えることが予想され、将来的な負担が心配されます。

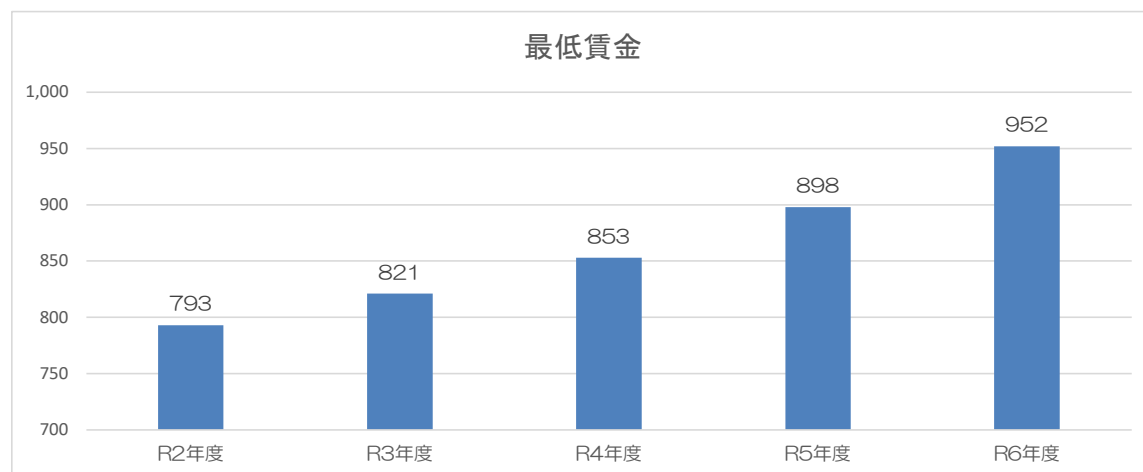
こうした状況から、私たちが抱えている課題は次のようにまとめられます。

1. 収入と支出のバランスを立て直すこと
2. 増え続ける固定費（人件費・光熱費・修繕費など）にどう対応するか
3. 将来の修繕費に備え、計画的に資金を管理すること

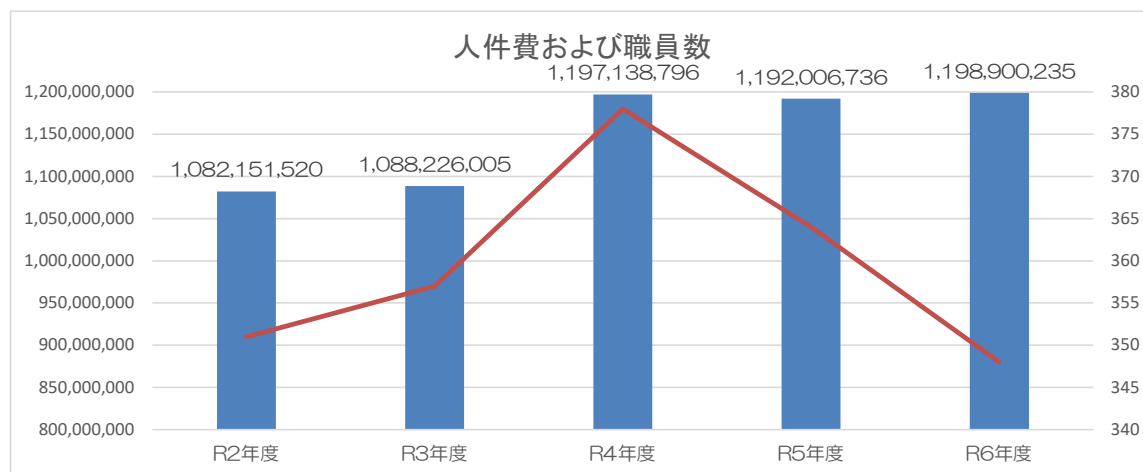
これらの課題に対して、中期経営計画において、以下のような取り組みが必要だと考えられます。

- ・ 仕事の進め方を見直し、効率化を進めることで、人件費の増加を抑える
- ・ 建物や設備の修繕を計画的に行う
- ・ サービスの質を保ちながら、収入を増やすための工夫を進める
- ・ 毎月の収支状況をしっかり確認し、早めに対策を打てる体制を整える
- ・ 事業所ごとに利用者数等の目標を設定し、進捗管理を行う
- ・ 必要に応じ、事業所の再編を行う

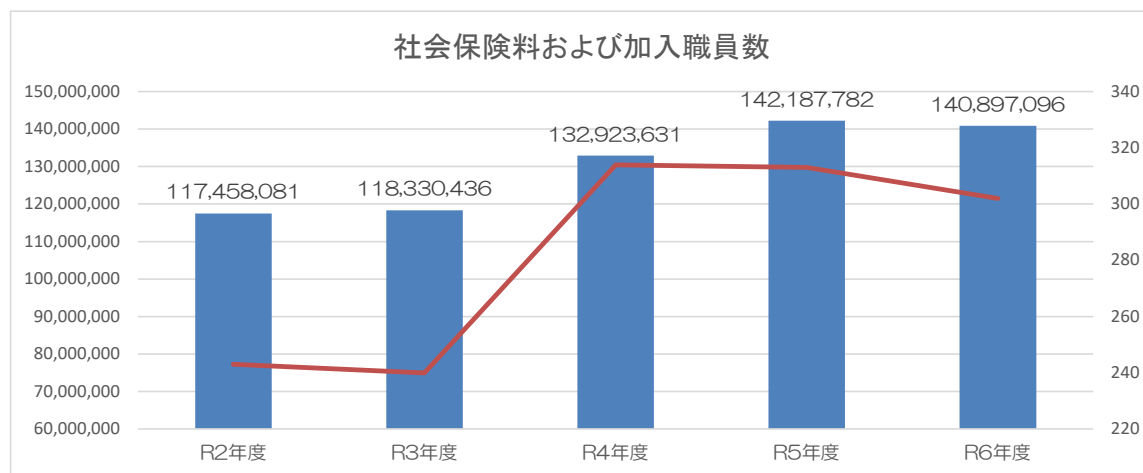
これらの取り組みを進めることで、外部環境の変化に左右されにくい、安定した運営を図ることが可能となります。



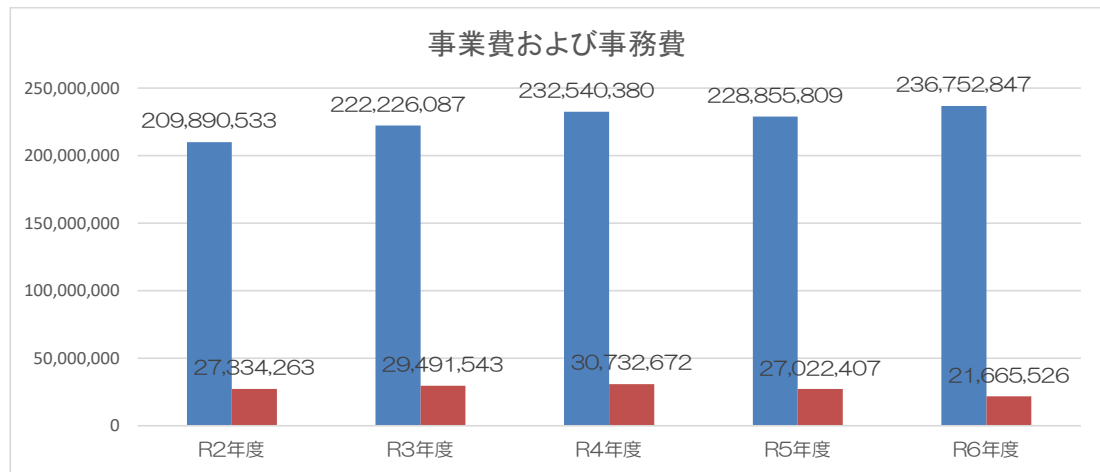
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
最低賃金	793	821	853	898	952
前年比	+3	+28	+32	+45	+54



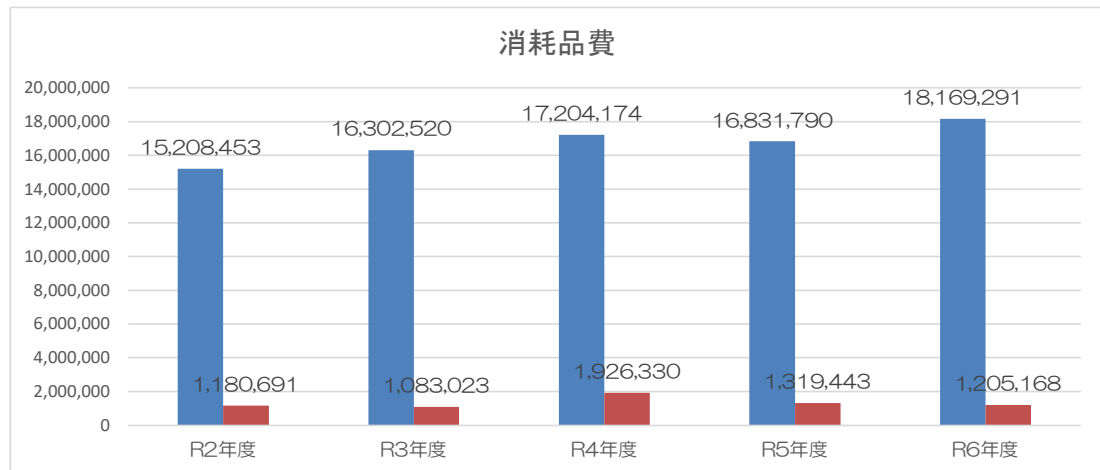
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人件費	1,082,151,520	1,088,226,005	1,197,138,796	1,192,006,736	1,198,900,235
10/1職員数	351	357	378	364	348
1人当たり	3,083,053	3,048,252	3,167,034	3,274,744	3,445,116



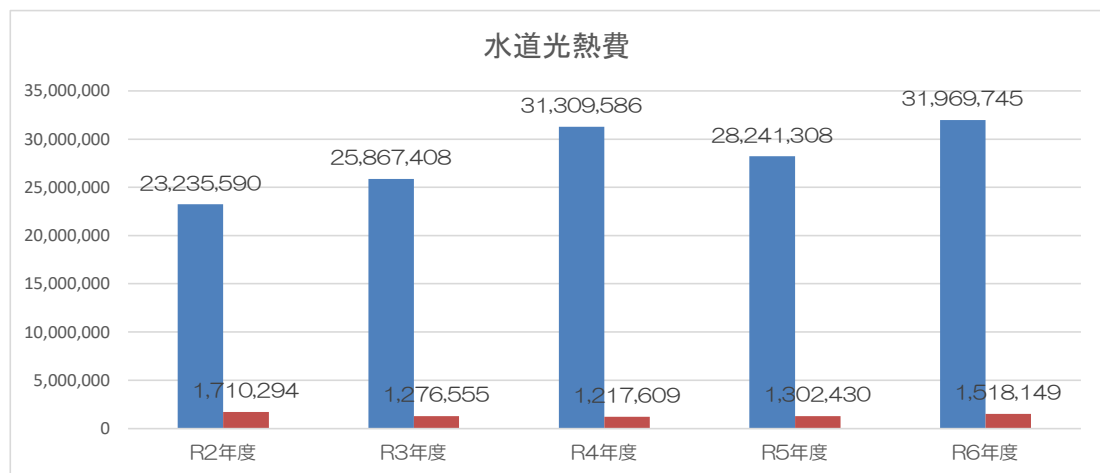
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
法定福利費	124,368,354	124,970,835	141,672,515	153,844,525	152,178,253
社会保険料	117,458,081	118,330,436	132,923,631	142,187,782	140,897,096
割合	94.4%	94.7%	93.8%	92.4%	92.6%
10/1社会保険加入職員数	243	240	314	313	302



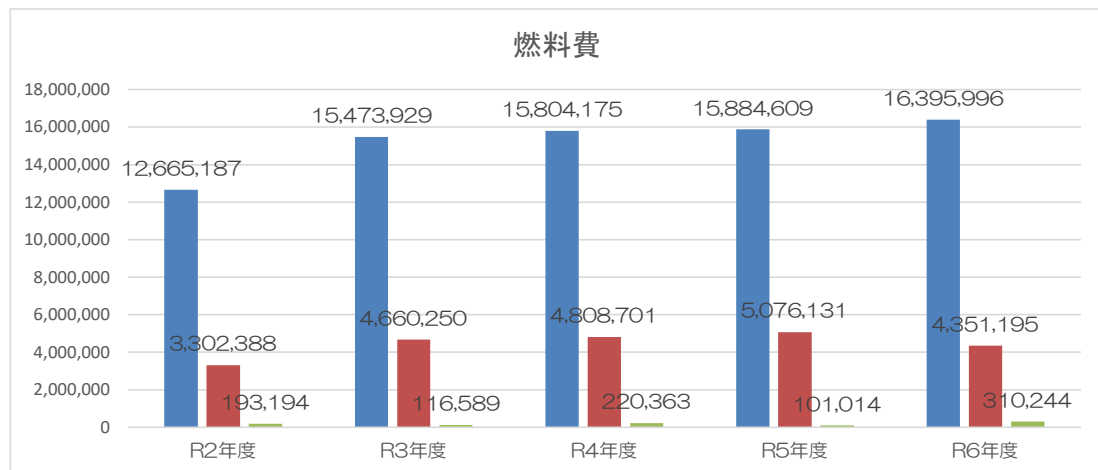
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費	209,890,533	222,226,087	232,540,380	228,855,809	236,752,847
事務費	27,334,263	29,491,543	30,732,672	27,022,407	21,665,526



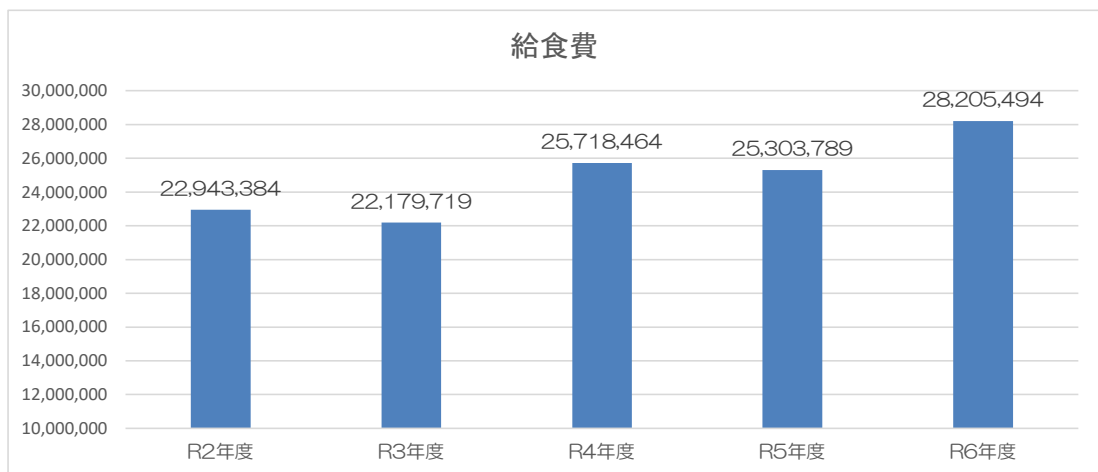
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費 消耗器具備品費	15,208,453	16,302,520	17,204,174	16,831,790	18,169,291
事務費 事務消耗品費	1,180,691	1,083,023	1,926,330	1,319,443	1,205,168



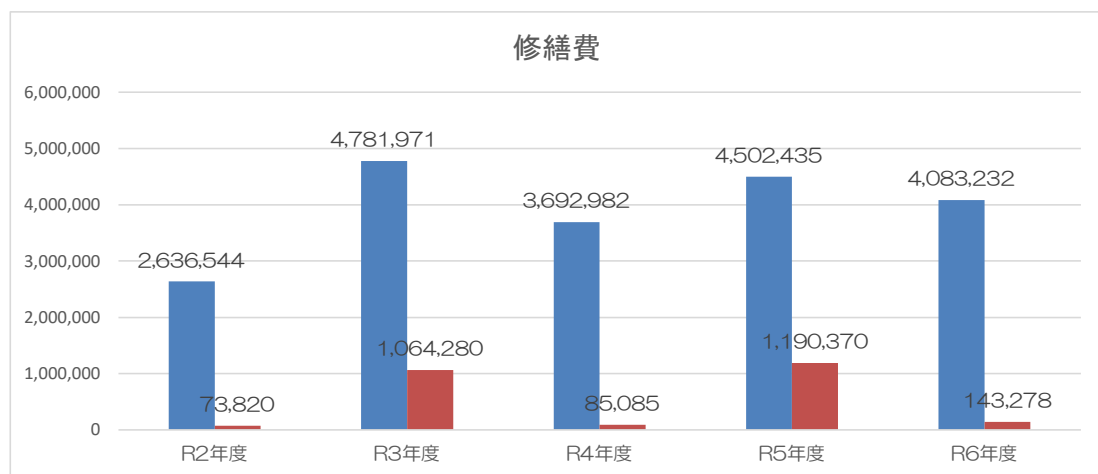
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費 水道光熱費	23,235,590	25,867,408	31,309,586	28,241,308	31,969,745
事務費 水道光熱費	1,710,294	1,276,555	1,217,609	1,302,430	1,518,149



	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費 車両燃料費	12,665,187	15,473,929	15,804,175	15,884,609	16,395,996
事業費 燃料費	3,302,388	4,660,250	4,808,701	5,076,131	4,351,195
事務費 燃料費	193,194	116,589	220,363	101,014	310,244



	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費 給食費	22,943,384	22,179,719	25,718,464	25,303,789	28,205,494



	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事業費 修繕費	2,636,544	4,781,971	3,692,982	4,502,435	4,083,232
事務費 修繕費	73,820	1,064,280	85,085	1,190,370	143,278

介護保険事業所の再編

旧
計39事業所（令和6年4月時点）

新
計30事業所（令和7年4月時点）

事業所数		【本渡支所】
1	居宅介護支援	
2・3	訪問介護・訪問入浴	
4	小規模多機能型居宅介護	
5	通所型フレイル予防サービス	
		【牛深支所】
6	居宅介護支援	
7・8	訪問介護・訪問入浴	
9	小規模多機能型居宅介護	
10	通所型フレイル予防サービス	
		【有明支所】
11	居宅介護支援	
12	訪問介護	R6年8月末廃止・9月～本渡支所へ統合
13	通所介護	
14	通所型フレイル予防サービス	R7年3月末廃止・他の事業所へ依頼
		【御所浦支所】
15	居宅介護支援	
16	訪問介護	
17	地域密着型通所介護	
		【倉岳支所】
18	居宅介護支援	R7年3月末廃止・4月～有明支所へ統合
19	訪問介護	
20	地域密着型通所介護	
21	通所型フレイル予防サービス	
		【栖本支所】
22	通所型フレイル予防サービス	
		【新和支所】
23	居宅介護支援	
24	訪問介護	R7年3月末廃止・4月～本渡支所へ統合
25	通所介護	R6年9月末廃止・10月～地域密着型へ移行
26	小規模多機能型居宅介護	
		【五和支所】
27	居宅介護支援	R6年8月末廃止・9月～本渡支所へ統合
28	訪問介護	
29	通所型フレイル予防サービス	
		【天草支所】
30	居宅介護支援	R7年3月末廃止・4月～河浦支所へ統合
31	訪問介護	R6年6月末廃止・7月～河浦支所へ統合
32	通所型フレイル予防サービス	R6年9月末廃止・他の事業所へ依頼
33	小規模多機能型居宅介護	
34・35	認知症対応型共同生活介護・通所介護	
		【河浦支所】
36	居宅介護支援	
37	訪問介護	
38	通所介護	
39	通所型フレイル予防サービス	R6年9月末廃止・他の事業所へ依頼

事業所数		【本渡支所】
1	居宅介護支援	
2・3	訪問介護・訪問入浴	
4	小規模多機能型居宅介護	
5	通所型フレイル予防サービス	
		【牛深支所】
6	居宅介護支援	
7・8	訪問介護・訪問入浴	
9	小規模多機能型居宅介護	
10	通所型フレイル予防サービス	
		【有明支所】
11	居宅介護支援	
12	通所介護	
		【御所浦支所】
13	居宅介護支援	
14	訪問介護	
15	地域密着型通所介護	
		【倉岳支所】
16	訪問介護	
17	地域密着型通所介護	
18	通所型フレイル予防サービス	
		【栖本支所】
19	通所型フレイル予防サービス	
		【新和支所】
20	居宅介護支援	
21	地域密着型通所介護	
22	小規模多機能型居宅介護	
		【五和支所】
23	訪問介護	
24	通所型フレイル予防サービス	
		【天草支所】
25	小規模多機能型居宅介護	
26・27	認知症対応型共同生活介護・通所介護	
		【河浦支所】
28	居宅介護支援	
29	訪問介護	
30	通所介護	

2. 経営改善計画

『みんなで支え合い、未来をひらく』

天草市社会福祉協議会では、人口減少に伴う自主財源の減少、介護人材の確保、物価の高騰など、様々な課題に直面しています。こうした厳しい状況の中でも、地域の福祉を守り、安心して暮らせるまちを支えていくことが、私たち社会福祉協議会の大切な役割です。

そのために、この中期経営計画では「できることを着実に」「職員みんなで支え合いながら」「地域とともに歩む」という姿勢を基本に進めていきます。事業を縮小するという考え方ではなく、限られた資源を大切に使いながら、重点分野に力を注ぎ、持続可能な取り組みを積み重ねていきます。

【取り組みの柱】

1. 職員の意識づくりと組織の力を高めること

経営状況を共有しながら、職員一人ひとりが「自分ごと」として考え、属人化をなくして誰もが成果を出せる仕組みを整えます。次代を担う人材の育成にも力を入れます。

実施項目	所管課	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
職員研修体系（初任、中堅、管理）の実施	・プロジェクト会議	実施・見直し				

2. 介護保険など事業の持続可能な運営

人口の動きや制度改正に合わせて事業のあり方を見直し、ICTの活用などによる業務プロセスの見直しや、外注費の最適化や人件費の管理などのコスト削減によって効率を高めます。

実施項目	所管課	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
事業体制及び業務プロセス等の見直し検討	・各事業所 ・生活支援係	検討	実施		検討・実施	
外注費の最適化に係る分析、実施	・プロジェクト会議	分析・見直し・実施				
損益分岐点管理計画の策定	・生活支援係 ・各支所	実施				

3. 多様な財源の確保と有効活用

補助金やクラウドファンディングなど新しい方法を研究し、限られた財源を有効に活かしていきます。

実施項目	所管課	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
新たな財源確保に向けた研究、実施	・プロジェクト会議	研究・実施				
事業の整理（関係団体との協議・調整等）	・各支所 ・福祉のまちづくり課	協議・調整等				

この方針のもと、私たちは「職員一人ひとりが力を発揮できる組織」「地域とともに歩む社会福祉協議会」を目指して、持続可能な福祉の実現に向けて歩みを進めます。

Ⅵ 計画の推進と評価

1. 計画の推進

第3期天草市社会福祉協議会中期経営計画（発展強化計画）に基づき、現在実施している天草市社会福祉協議会の事業について振り返りを行うことが必要です。すべての職員が忘れていることは、時間まで過ごし、業務の振りかえりもしないで各種事業を進めていくことです。あらためて、事業の目的・内容・課題・目標を再度検証しながら「見える化」を目指していかなければなりません。

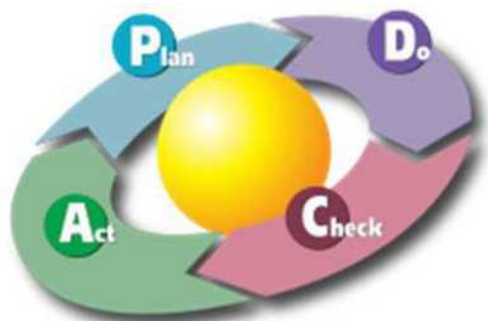
従って、天草市、医療関係者、福祉関連事業所・団体等及び地域住民が役割を果たすために、相互の連携・協働を図り、効率的・効果的な事業を計画の進捗状況を確認しながら計画を推進していきます。

2. 計画の周知

天草市社会福祉協議会は、地域住民や関係機関団体などへ、広報及び本会のホームページのほか、コミュニティ FM（みつばちラジオ）などの情報発信により、計画の周知を行っていきます。また、福祉座談会等の機会をとらえて、天草市社会福祉協議会の事業紹介とともに計画の周知を図っていきます。

3. 計画の進捗管理

第3期天草市社会福祉協議会中期経営計画（発展強化計画）に基づき、年度ごとの点検・評価を行いながら、天草市社会福祉協議会中期経営計画（発展強化計画）検証評価委員会のご意見・ご指導を基に、次年度の取り組みや次期計画へ反映していきます。特に、基本方針を中心とした事業の目標・指標を基に、実績と比較検討しながら、費用対効果が表れる事業の推進管理を図っていきます。



1. Plan(計画): 従来の実績を踏まえ、事業計画を作成する。
2. Do (実行): 計画に沿って事業業務を行う。
3. Check (点検・評価): 事業の実施が計画に沿っているかどうかを評価する。
4. Act (見直し): 評価結果を基に、見直し改善をする。

Ⅶ 資料

天草市社会福祉協議会役員名簿

令和7年12月31日現在

職名	氏名	役 職
会 長	馬場 昭治	学識経験者（天草市長）
副 会 長	片白 健次	牛深地域福祉推進委員会代表
〃	濱田 幸人	有明地域福祉推進委員会代表
常務理事	福本 壯一	天草市社会福祉協議会施設代表者
理 事	益田 秀人	本渡地域福祉推進委員会代表
理 事	脇島 成郎	御所浦地域福祉推進委員会代表
理 事	稲津 千明	倉岳地域福祉推進委員会代表
理 事	梅田 正	栖本地域福祉推進委員会代表
理 事	谷山 二亮	新和地域福祉推進委員会代表
理 事	山本 幸伸	五和地域福祉推進委員会代表
理 事	嶋田 順一	天草地域福祉推進委員会代表
理 事	野中 幸廣	河浦地域福祉推進委員会代表
理 事	丸田 千並	天草市民生委員児童委員協議会連合会代表
理 事	原田 英樹	社会福祉施設経営者
理 事	入部 一代	天草市ボランティア連絡協議会代表
理 事	畑島 高祉	天草市健康福祉部長

監 事	福本 真一	元天草市会計管理者
監 事	福田 満	元天草市市民生活部

天草市社会福祉協議会評議員名簿

令和7年12月31日現在

職名	氏名	役 職
評議員	野口 俊夫	本渡地区行政区長代表
評議員	井上 洋市	牛深地区行政区長代表
評議員	前田 泰秀	有明地区行政区長代表
評議員	浦田 譲治	御所浦地区行政区長代表
評議員	福田 久典	倉岳地区行政区長代表
評議員	並崎 一信	栖本地区行政区長代表
評議員	舩元 隆也	新和地区行政区長代表
評議員	田中 敏喜	五和地区行政区長代表
評議員	田中 光徳	天草地区行政区長代表
評議員	大久保 修一	河浦地区行政区長代表
評議員	川崎 宏	本渡地域福祉推進委員会代表
評議員	木下 重人	牛深地域福祉推進委員会代表
評議員	江口 俊一	有明地域福祉推進委員会代表
評議員	益田 義成	御所浦地域福祉推進委員会代表
評議員	春木 勝子	倉岳地域福祉推進委員会代表
評議員	木村 廣明	栖本地域福祉推進委員会代表
評議員	平木 有人	新和地域福祉推進委員会代表
評議員	宮崎 三加子	五和地域福祉推進委員会代表
評議員	森 満里子	天草地域福祉推進委員会代表
評議員	大田 光豊	河浦地域福祉推進委員会代表
評議員	深谷 茂	天草市ボランティア連絡協議会代表
評議員	行合 八重子	主任児童委員代表
評議員	勝木 里子	民生委員児童委員女性代表
評議員	池崎 眞也	社会福祉施設経営者代表
評議員	江上 美和	天草市地域婦人会連絡協議会代表
評議員	早水 英雄	天草市老人クラブ連合会代表
評議員	立石 久美	天草市母子寡婦福祉連合会代表
評議員	松本 若津	天草市身体障害者福祉協議会代表
評議員	金澤 武典	学識経験者
評議員	田中 浩介	社会奉仕団体代表
評議員	松本 雅隆	天草市健康福祉部健康福祉政策課長
評議員	塚田 みどり	天草市健康福祉部高齢者支援課長
評議員	福田 稔	天草市教育部学校教育課長

天草市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会名簿

令和7年12月31日現在

職 名	氏 名	役 職
委員長	森山 慶孝	天草市老人クラブ連合会
委 員	野上 典子	元天草市民生委員児童委員協議会女性民生委員
//	福本 真一	社会福祉法人天草市社会福祉協議会監事
//	福田 満	社会福祉法人天草市社会福祉協議会監事
//	中尾 五則	社会福祉法人天草市社会福祉協議会事務局長

第3期天草市社会福祉協議会中期経営（発展強化）計画
検討委員会委員 名簿

（敬称略）

	氏 名	役職名	備 考
委 員 長	仁科 伸子	学識経験者 （熊本学園大学社会福祉学部教授）	学識経験者
副委員長	濱田 幸人	天草市民生委員児童委員協議会連合会代表	福祉関係者
委 員	松本 雅隆	天草市 健康福祉政策課長	行政関係者
委 員	川口 和博	熊本県社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉部長	熊本県社協
委 員	入部 一代	中央ブロック代表（本渡・新和・五和） ボランティアグループ	福祉関係者
委 員	木崎眞美子	東ブロック代表（有明・御所浦・倉岳・栖本） 天草市地域婦人会連絡協議会会長	〃
委 員	櫻田 京子	西ブロック代表（牛深・天草・河浦） 人権擁護委員、あまくさ福祉まつり審査員	〃
委 員	野中 幸廣	天草市社会福祉協議会理事 （総務委員会 委員長）	理事等
委 員	片白 健次	天草市社会福祉協議会理事 （副会長）	〃
委 員	福本 壮一	天草市社会福祉協議会常務理事	〃

任期：令和7年9月30日から第3期天草市社会福祉協議会中期経営計画策定の完了の日まで

第3期天草市社会福祉協議会中期経営計画（発展強化計画）

ワーキングチーム・作業部会名簿

氏 名	職 名	備 考
中尾 五則	事務局長	統括

【ワーキングチーム】

氏 名	職 名	備 考
小浦 良介	福祉のまちづくり課 課長	リーダー 生活支援部会オブザーバー
山川 祐太	福祉のまちづくり課 地域福祉係 係長	サブリーダー 地域福祉部会オブザーバー
野口 泰宏	総務課 課長補佐	生活支援部会オブザーバー
若田 泰治	牛深支所 支所長代理	生活支援部会 部会長
澤村 裕之	有明支所 支所長	地域福祉部会 部会長
吉田 宏之	福祉のまちづくり課 地域福祉係 主事	庶務 地域福祉部会オブザーバー

【作業部会】

〈法人経営部会〉

※ワーキングチームが兼ねる

〈地域福祉部会〉

氏 名	職 名	備 考
澤村 裕之	有明支所 支所長	部会長
山田 功	栖本支所 支所長	(相談支援)
松原 孝	天草支所 支所長代理	(地域福祉活動)
松本 利史	総務課 庶務係 係長	(地域福祉活動)
中下 雄作	本渡支所 主任	(地域福祉活動)
緒方 佐知	本渡支所 主事	(相談支援)
福本 正平	牛深支所 主事	(地域福祉活動)
平塚 壮	御所浦支所 主事	(相談支援)
勝木 勇貴	総務課 会計係 主事	(相談支援)
石本 智子	総務課 会計係 主事	(地域福祉活動)

〈生活支援部会〉

氏 名	職 名	備 考
若田 泰治	牛深支所 支所長代理	部会長
蓑田 ゆかり	新和支所 支所長	(介護・生活支援)
山下 和也	五和支所 支所長	(介護・生活支援)
大野 一弘	河浦支所 支所長	(介護・生活支援)
宮崎 俊幸	倉岳支所 支所長代理	(介護・生活支援)
泉 小百合	有明支所 主任	(権利擁護)
明瀬 由和	福祉のまちづくり課 生活支援係 主任	(権利擁護)
平山 美里	本渡支所 主事	(介護・生活支援)
道上 佳代子	総務課 会計係 主事	(権利擁護)
佐々木 健太	福祉のまちづくり課 生活支援係 主事	(権利擁護)

第3期天草市社会福祉協議会 中期経営計画

令和8年3月発行

発行：社会福祉法人天草市社会福祉協議会

<https://amakusa-shakyo.jp>

編集：社会福祉法人天草市社会福祉協議会

中期経営計画ワーキングチーム

（事務局：福祉のまちづくり課）

〒863-2201

天草市五和町御領2943番地（天草市役所五和支所内）

電話：（0969）32-2552 FAX：（0969）32-2551

E-mail：amakusa-cosw@amasha.jp

